

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

ページ

告 示

- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十五条第二項第二号の規定に基づく遺族補償年金の額に乘する率の廃止 (三三九・人事課) 1
- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第四条の第二項及び第四条の第三項の規定に基づく長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の廃止 (三四〇・人事課) 1
- 秋田県社会福祉会館の使用に係る利用料金の承認 (三四一・福祉政策課) 1
- 秋田県北部老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金の承認 (三四二・長寿社会課) 3
- 秋田県中央地区老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金の承認 (三四三・長寿社会課) 4
- 秋田県南部老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金の承認 (三四四・長寿社会課) 5
- 秋田県健康増進交流センターの使用に係る利用料金の承認 (三四五・健康対策課) 9
- 公の施設の指定管理者の指定 (三四六・自然保護課) 12
- 秋田県岩館漁港海岸休憩施設の使用に係る利用料金の承認 (三四七・水産漁港課) 12
- 秋田県森林学習交流館の使用に係る利用料金の承認 (三四八・秋田スギ振興課) 12
- 秋田県産業振興プラザの使用に係る利用料金の承認 (三四九・商工業振興課) 13
- 秋田県営観光レクリエーション施設の使用に係る利用料金の承認 (三五〇・観光課) 14

告 示

- 秋田県ふるさと村の使用に係る利用料金の承認 (三五一・観光課) 56
- 秋田県金属鋳業研修技術センターの使用に係る利用料金の承認 (三五二・資源エネルギー課) 61
- 県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品(生産物及び差押えに係るものを除く。)の売払いについての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格 (三五三・管財課) 61
- 秋田県青少年交流センターの使用に係る利用料金の承認 (三五四・生涯学習課) 63

秋田県告示第三百三十九号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十五条第二項第二号の規定に基づく遺族補償年金の額に乘する率(平成四年秋田県告示第五百九十四号)は、廃止し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第三百四十号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第四条の第二項及び第四条の第三項の規定に基づく長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額(平成五年秋田県告示第五百九十二号)は、廃止し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第三百四十一号

秋田県社会福祉会館条例(平成十七年秋田県条例第六十二号)第十二条第一項の規定の例により、次のとおり秋田県社会福祉会館の使用に係る利用料金を承認したの
で、同条第三項の規定の例により、公告する。

承認した秋田県社会福祉会館の使用に係る利用料金は、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 施設

秋田県知事 寺 田 典 城

利用	体育館		展示ホール	会議室						区 分		
	貸切	使用		第四会議室	第三会議室	第二会議室	第一会議室	特別会議室	大会議室	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	
個人による利用	その他の目的のために利用するとき	身体障害者の福祉の増進のために利用するとき	一五、四〇〇円	四、九〇〇円	五、八〇〇円	三、八〇〇円	三、八〇〇円	一七、五〇〇円	二一、一〇〇円	午後九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	一、〇〇〇円
四時間につき	二時間につき	二時間につき	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	午後九時から午後五時まで	午後五時から一時間につき	一、〇〇〇円

区 分	利 用 料 金 の 額
一六ミリ用映写機	一式一回につき 二、七〇〇円
スライド用映写機	一式一回につき 五八〇円

二 設備

る。

四 利用者が入場料(利用者が、いずれの名義であるかを問わず、施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。以下同じ。)を徴収するとき又は利用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって利用するときの利用料の額は、この表に定める額に一・五を乗じて得た額とする。

三 体育館の貸切利用については、利用時間が二時間未満であるときは二時間とし、利用時間に二時間未満の端数があるときは当該端数を二時間とし、貸切利用以外の利用については利用時間が四時間未満であるときは四時間とし、利用時間に四時間未満の端数があるときは当該端数を四時間とする。

二 この表において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者をいう。

一 会議室又は展示ホールの午後五時後の利用については、利用時間が一時間未満であるときは一時間とし、利用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

備考

以外	一〇	身体障害者の福祉の増進のために利用するとき	その他の目的のために利用するとき
利用	利用	利用	利用
一、〇〇〇円	四時間につき	一、一〇〇円	四時間につき

金びょうぶ 一 双一回につき 一、一〇〇円

秋田県告示第三百四十二号

秋田県北部老人福祉総合エリア条例（平成十七年秋田県条例第六十三号）第十一條第一項の規定の例により、次のとおり秋田県北部老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金を承認したので、同条第三項の規定の例により、公告する。

承認した秋田県北部老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金は、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 コミュニティーセンター

(一) 施設

区分	利用料金の額
会議室	一時間につき 一、三〇〇円
研修室	一時間につき 一、五〇〇円
視聴覚室	一時間につき 一、五〇〇円
多目的ホール	一時間につき 二、五〇〇円
茶室	一時間につき 八六〇円
文芸室	一時間につき 一、三〇〇円
陶芸室	一時間につき 一、五〇〇円
木工室	一時間につき 一、五〇〇円
料理室	一時間につき 一、五〇〇円
宿泊室	一人一泊につき 一、一〇〇円
幼児	

区分	利用料金の額
小学校児童	一人一泊につき 二、二〇〇円
一般	一人一泊につき 三、〇〇〇円

備考

一 この表に掲げる施設（宿泊室を除く。）の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二 この表に掲げる施設（宿泊室を除く。）の使用において、使用者が入場料（使用者が、いずれの名義であるかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に一・五を乗じて得た額とする。

三 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(二) 設備

区分	利用料金の額（一式一回につき）
スライド用映写機	五八〇円
プロジェクター	五八〇円
ビデオテープレコーダー	五八〇円

(三) 休憩用施設

区分	利用料金の額
小学校児童	一人一回につき、三〇〇円。ただし、午後四時以降の使用については、一人一回につき、一五〇円。
一般	一人一回につき、六〇〇円。ただし、午後四時以降の使用については、一人一回につき、三〇〇円。

回数券 (六回券)	
小学校児童	一、五〇〇円
一般	三、〇〇〇円

備考 回数券により使用するとき、使用する時間にかかわらず、一人一回につき、一回券を使用することとする。
二 屋内運動広場及びテニスコート

区 分	利用料金の額
屋内運動広場(ゲートボールコートに限る。)	一時間につき 四三〇円
テニスコート	一面一時間につき 四三〇円

備考 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

秋田県告示第三百四十三号

秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例(平成十七年秋田県条例第六十四号)第十条第一項の規定の例により、次のとおり秋田県中央地区老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金を承認したので、同条第三項の規定の例により、公告する。
承認した秋田県中央地区老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金は、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 コミュニティセンター
(一) 施設

区 分	利用料金の額
会議室	一時間につき 一、三〇〇円
研修室	一時間につき 一、五〇〇円
視聴覚室	一時間につき 一、五〇〇円

多目的ホール	一時間につき 二、五〇〇円
茶室	一時間につき 八六〇円
文芸室	一時間につき 一、三〇〇円
陶芸室	一時間につき 一、五〇〇円
木工室	一時間につき 一、五〇〇円
宿泊室	幼児 一人一泊につき 一、一〇〇円
	小学校児童 一人一泊につき 二、二〇〇円
一般	一人一泊につき 三、〇〇〇円

備考

一 この表に掲げる施設(宿泊室を除く。)の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二 この表に掲げる施設(宿泊室を除く。)の使用において、使用者が入場料(使用者が、いずれの名義であるかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に一・五を乗じて得た額とする。

三 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(二) 設備

区 分	利用料金の額(一式一回につき)
一六ミリ用映写機	二、七〇〇円
スライド用映写機	五八〇円

区 分	回数券 (六回券)		利用料金の額
	一般	小学校児童	
小学校児童	一人一回につき、三〇〇円。ただし、午後四時以降の使用については、一人一回につき、一五〇円		五八〇円
一般	一人一回につき、六〇〇円。ただし、午後四時以降の使用については、一人一回につき、三〇〇円		五八〇円
屋内運動広場(ゲートボールコートに限る。)	一時間につき		四三〇円
屋内温水プール	幼児、小学校児童及び中学校生徒		一人一回につき 二〇〇円
	高等学校生徒及び高等専門学校(の)の学生		一人一回につき 三五〇円
	一般		一人一回につき 五〇〇円
屋内温水プール回	幼児、小学校児童及び中学校生徒		一、〇〇〇円

備考 回数券により使用するとき、使用する時間にかかわらず、一人一回につき、一回券を使用することとする。

二 屋内運動広場及び屋内温水プール

(三) 休憩用施設

回数券(六回券)	利用料金の額
一般	一、七五〇円
一般	二、五〇〇円

備考

一 屋内運動広場の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

三 この表において「高等学校生徒及び高等専門学校(の)の学生」には、これらに準ずるものを含むものとする。

三 休憩用施設と屋内温水プールセット利用券

区 分	利用料金の額(一人一回につき)
休憩用施設と屋内温水プールセット利用券	
小学校児童	四〇〇円
中学校生徒	七〇〇円
高等学校生徒及び高等専門学校(の)の学生	八五〇円
一般	一、〇〇〇円

備考 休憩用施設と屋内温水プールセット利用券は、同日のエリア開場時間内において休憩用施設及び屋内温水プールを使用するとき使用できるものとする。

秋田県告示第三百四十四号

秋田県南部老人福祉総合エリア条例(平成十七年秋田県条例第六十五号)第十二条第一項の規定の例により、次のとおり秋田県南部老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金を承認したので、同条第三項の規定の例により、公告する。

承認した秋田県南部老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金は、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日

一 コミュニティセンター
(一) 施設

秋田県知事 寺田典城

区 分	利 用 料 金 の 額
会議室	一時間につき 一、三〇〇円
研修室	一時間につき 一、三〇〇円
視聴覚室	一時間につき 一、三〇〇円
宿泊室	
幼児	一人一泊につき 一、一〇〇円
小学校児童	一人一泊につき 二、二〇〇円
一般	一人一泊につき 三、〇〇〇円

備考

一 会議室、研修室及び視聴覚室の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二 会議室、研修室及び視聴覚室の使用において、使用者が入場料(使用者が、いずれの名義であるかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に一・五を乗じて得た額とする。

三 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(二) 設備

区 分	利 用 料 金 の 額 (一式一回につき)
一六ミリ用映写機	二、七〇〇円
スライド用映写機	五八〇円

オーバーヘッドプロジェクター	五八〇円
ビデオテープレコーダー	五八〇円

(三) 休憩用施設

区 分	利 用 料 金 の 額
小学校児童	一人一回につき、三〇〇円。ただし、午後四時以降の使用については、一人一回につき、一五〇円
一般	一人一回につき、六〇〇円。ただし、午後四時以降の使用については、一人一回につき、三〇〇円
回数券 (六回券)	
小学校児童	一、五〇〇円
一般	三、〇〇〇円

備考

回数券により使用するとき、使用する時間にかかわらず、一人一回につき、一回券を使用することとする。

二 屋内運動広場及び屋内温水プール

区 分	利 用 料 金 の 額
屋内運動広場(ゲートボールコートに限る。)	一時間につき 四三〇円
屋内温水プール	
幼児、小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき 二〇〇円
高等学校生徒及び高等専門学校の学生	一人一回につき 三五〇円
一般	一人一回につき 五〇〇円
屋内温水プール回	
幼児、小学校児童及び中学校生徒	一、〇〇〇円
高等学校生徒及び高等専門学校の学生 (回数券(六回券))	一、七五〇円

区	分	利用料金の額			
		一般	高等学校生徒及び高等専門学校 の学生	中学校生徒	小学校児童
	四月一日から十月三十一日まで	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき
	十一月一日から翌年の三月三十一日まで	一、〇〇〇円	八五〇円	七〇〇円	四〇〇円

備考

一 この表における休憩用施設と屋内温水プールセット利用券は、同日のエリア開場時間内において休憩用施設及び屋内温水プールを使用するとき使用できるものとする。

二 休憩用施設と屋内温水プールセット利用券において、各回数券との併用はできない。

三 休憩用施設と屋内温水プールセット利用券

三 休憩用施設と屋内温水プールコートに限る。(の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする)

二 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

三 この表における「高等学校生徒及び高等専門学校の学生」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。

区	分	生活費相当分							
		八	七	六	五	四	三	二	一
	四月一日から十月三十一日まで	一、一〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	九〇〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円	七〇〇、〇〇〇円	六〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円
	十一月一日から翌年の三月三十一日まで	三、五〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	二、五〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円	一、九〇〇、〇〇〇円	一、六〇〇、〇〇〇円	一、三〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円

十三	二、六〇〇、〇〇 一円以上	五八、九〇〇円	五八、九〇〇円		
十二	二、五〇〇、〇〇 一円以上二、六〇 〇、〇〇〇円以下	五七、〇〇〇円	五七、〇〇〇円		
十一	二、四〇〇、〇〇 一円以上二、五〇 〇、〇〇〇円以下	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円		
十	二、三〇〇、〇〇 一円以上二、四〇 〇、〇〇〇円以下	四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円		
九	二、二〇〇、〇〇 一円以上二、三〇 〇、〇〇〇円以下	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円		
	〇、〇〇〇円以下				

備考

- 一 この表において「対象収入額」とは、前年の収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費の額を控除した額をいう。
- 二 月の中途から使用を開始する場合、月の中途で使用を終了する場合又は一の月において引き続き七日以上使用しない日がある場合（月の初日から末日までの全期間にわたり使用しない場合を除き、二月以上にわたり引き続き七日以上使用しない日がある場合で当該引き続き使用しない期間の一の月における引き続き使用しない期間が七日に満たないときを含む。）の当該月の生活費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。
- 三 月の中途から使用を開始する場合又は月の中途で使用を終了する場合の当該月の事務費相当分の金額及び管理費相当分の金額は、この表に定める額を

区			分			利用料金の額
二人用居室			一人用居室			
短期使用の場合			長期使用の場合			
管理費相当分	事務費相当分	生活費相当分	管理費相当分	事務費相当分	生活費相当分	一月につき
一月につき	一月につき	一人一月につき	一月につき	一月につき	一月につき	三七、五〇〇円
九三、二〇〇円	七八、二〇〇円	六一、一〇〇円	六三、二〇〇円	六一、一〇〇円	三七、五〇〇円	三七、五〇〇円
						三二、一〇〇円
						三二、一〇〇円
						五二、五〇〇円
						六一、一〇〇円
						六三、二〇〇円
						三七、五〇〇円
						三九、六〇〇円
						四六、〇〇〇円
						六一、一〇〇円
						七八、二〇〇円
						九三、二〇〇円

五 老人専用マンション

当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

四 夫婦で使用する場合の事務費相当分の金額の算定に当たっては、それぞれの対象収入額を合算した額に二分の一を乗じて得た額をそれぞれの対象収入額としてこの表を適用する。この場合において、対象収入額が百五十万円以下となるときは、その者の事務費相当分の金額は、この表にかかわらず、七千円とする。

備考

- 一 この表において、「長期使用の場合」とは期間を定めず使用する場合をいい、「短期使用の場合」とは一年以内の期間を定めて使用する場合をいう。
- 二 月の初日から末日までの全期間にわたり使用しない場合の利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、事務費相当分の金額及び管理費相当分の金額の合算額とする。
- 三 月の中途から使用を開始する場合、月の途中で使用を終了する場合又は一の月において引き続き七日以上使用しない日がある場合(月の初日から末日までの全期間にわたり使用しない場合を除き、二月以上にわたり引き続き七日以上使用しない日がある場合で当該引き続き使用しない期間の一の月における引き続き使用しない期間が七日に満たないときを含む。)の当該月の生活費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額(その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額)とする。
- 四 月の中途から使用を開始する場合(一人で使用している居室をその者と共に使用するため他の者が使用を開始する場合を除く。)又は月の途中で使用を終了する場合(二人で使用している居室についてそのいずれかが使用を終了する場合を除く。)の当該月の事務費相当分の金額及び管理費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額(その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額)とする。

秋田県告示第三百四十五号

秋田県健康増進交流センター条例(平成九年秋田県条例第十五号)第十一条第一項の規定の例により、次のとおり秋田県健康増進交流センターの使用に係る利用料金を承認したので、同条第三項の規定の例により、公告する。

承認した秋田県健康増進交流センターの使用に係る利用料金は、平成十八年四月一日から適用する。

秋田県健康増進交流センターの利用料金の変更の承認(平成十一年秋田県告示第六百九十二号)は、平成十八年三月三十一日限り、廃止する。

平成十八年三月三十一日

一 入館料

秋田県知事 寺田典城

定期券 (有効期間 一年)			回数券		団体料金(二〇人以上の団体)			普通料金			区	利用料金の額	
家族券			通常の使用(五回券)		一般			通常の使用			分		
家族四人	家族三人	家族二人	一般	小学校児童	一般	小学校児童	幼児	一般	小学校児童	幼児	一般	小学校児童	幼児
三二、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	四、〇〇〇円	二、〇〇〇円	四、〇〇〇円	二、〇〇〇円	無料	一人一回につき 五〇〇円	一人一回につき 二五〇円	無料	一人一回につき 一、〇〇〇円	一人一回につき 五〇〇円	無料

備考 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
 二 研修室等

区 分	利 用 料 金 の 額			
	午前十時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午前十時から 午後五時まで	午後五時後 の時間一時 間につき
研修室	一、二〇〇円	二、四〇〇円	三、六〇〇円	六〇〇円
会議室	一、二〇〇円	二、四〇〇円	三、六〇〇円	六〇〇円
休憩室	一室一時間につき 五〇〇円			
トレーニングルーム	一人一回につき 二〇〇円			
リラックスルーム	一人一回につき 無料			
タオルセット	一式一回につき 二〇〇円			
水着	一式一回につき 三〇〇円			
館内着	一式一回につき 二〇〇円			

備考

一 研修室若しくは会議室の午後五時後の使用又は休憩室の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間として計算する。
 二 研修室又は会議室の使用において、使用者が入場料（利用者が、いずれの名義であるかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は利用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって利用するときの利用料の額は、この表に定める額に一・五を乗じて得た額とする。

三 トレーニングルームの利用料金は、入館料を納付した者（一般浴室のみを使用する者を除く。）からは徴収しないものとする。
 三 宿泊室

区 分	棟 一 般			
	A		B	
利用料金の額（一人一泊につき）	小学校児童及び 中学校生徒		小学校児童及び 中学校生徒	
	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合
三、三六〇円（三、七〇〇円）	小学校児童及び 中学校生徒		小学校児童及び 中学校生徒	
	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合
四、七二五円（五、二〇〇円）	小学校児童及び 中学校生徒		小学校児童及び 中学校生徒	
	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合
三、三六〇円（三、八八五円）	小学校児童及び 中学校生徒		小学校児童及び 中学校生徒	
	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合
二、九四〇円（三、八八五円）	小学校児童及び 中学校生徒		小学校児童及び 中学校生徒	
	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合
四、二〇〇円（五、五六五円）	小学校児童及び 中学校生徒		小学校児童及び 中学校生徒	
	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合
三、三六〇円（三、八八五円）	小学校児童及び 中学校生徒		小学校児童及び 中学校生徒	
	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合
四、八三〇円（五、四六〇円）	小学校児童及び 中学校生徒		小学校児童及び 中学校生徒	
	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合
三、七八〇円（四、九三五円）	小学校児童及び 中学校生徒		小学校児童及び 中学校生徒	
	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合
三、三六〇円（四、四一〇円）	小学校児童及び 中学校生徒		小学校児童及び 中学校生徒	
	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合
二、九四〇円（三、八八五円）	小学校児童及び 中学校生徒		小学校児童及び 中学校生徒	
	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合

		棟 自炊			
G		F		E	
一般	小学校児童及び中学校生徒	一般	小学校児童及び中学校生徒	一般	小学校児童及び中学校生徒
二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合
四、四一〇円(五、三五五円)	五、四六〇円(五、八八〇円)	二、六二五円(三、二五五円)	三、三八〇円(四、一〇〇円)	四、二〇〇円(五、五六五円)	六、五一〇円(七、一四〇円)
二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合
二、六二五円(三、二五五円)	三、〇四五円(三、六七五円)	二、六二五円(二、八三五円)	三、八八五円(四、二〇〇円)	三、三六〇円(三、八八五円)	四、七二五円(六、〇九〇円)
三人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合
三、四六五円(四、〇九五円)	三、八八五円(四、一〇〇円)	二、六二五円(二、九〇〇円)	三、八八五円(四、一〇〇円)	四、二〇〇円(五、五六五円)	五、二五〇円(六、六一五円)
四人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合
二、六二五円(三、二五五円)	三、〇四五円(三、六七五円)	二、六二五円(二、八三五円)	三、八八五円(四、二〇〇円)	四、二〇〇円(五、五六五円)	五、二五〇円(六、六一五円)
一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合
五、四六〇円(五、八八〇円)	二、六二五円(三、二五五円)	四、七二五円(五、八〇〇円)	二、六二五円(二、八三五円)	三、三六〇円(三、八八五円)	四、七二五円(六、〇九〇円)
二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合
四、四一〇円(五、三五五円)	五、四六〇円(五、八八〇円)	四、二〇〇円(五、五六五円)	三、八八五円(四、一〇〇円)	三、三六〇円(三、八八五円)	四、七二五円(六、〇九〇円)

対価を得る場合	区	分	利用料金の額(使用面積一平方メートル当たり)	三人で使用する場合	三、八八五円(四、八三〇円)
				四人で使用する場合	三、三六〇円(四、三〇五円)
月単位で使用する場合	一月につき	二、四〇〇円			

備考

一 宿泊室の区分は、次のとおりとする。

(一) 宿泊室A 洋室で床面積が十六平方メートルのものをいう。

(二) 宿泊室B 洋室で床面積が十九平方メートルのものをいう。

(三) 宿泊室C 和室で床面積が二十三平方メートルのものをいう。

(四) 宿泊室D 和室で床面積が三十二平方メートルのものをいう。

(五) 宿泊室E 洋室で床面積が二十六平方メートルのものをいう。

(六) 宿泊室F 和室で床面積が十四平方メートルのものをいう。

(七) 宿泊室G 和室で床面積が二十二平方メートルのものをいう。

二 小学校就学の始期に達するまでの者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。

三 宿泊室を休憩のために使用する場合の利用料金の額は、休憩室を使用する場合の利用料金の額とする。

四 この表において括弧内の利用料金の額は、次に掲げる日に利用する場合に適用する。

(一) 一月一日から同月三日までの日

(二) 四月二十八日から五月六日までの期間で指定管理者が別に定める日

(三) 七月二十一日から八月十九日までの期間で指定管理者が別に定める日

(四) 八月第四土曜日

(五) 十二月の金曜日及び土曜日

(六) 十二月三十日及び同月三十一日

(七) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(三日以上連続する期間において最終日以外の日)

四 秋田県健康増進交流センター条例第二条第二項に規定する施設以外の施設

対価を得ない場合	時間単位で使用する場合	一時間につき	八五円
	月単位で使用する場合	一月につき	一、二〇〇円
時間単位で使用する場合	一時間につき		五〇円

備考

- 一 この表において「対価」とは、使用者が、いずれの名義とするかを問わず、物品の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
- 二 使用面積が一平方メートル未満であるときは一平方メートルとし、使用面積に一平方メートル未満の端数があるときは当該端数を一平方メートルとして計算する。
- 三 月の中途から使用を開始するとき又は月の中途で使用を終了するときのその月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。
- 四 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間として計算する。

秋田県告示第三百四十六号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十七年秋田県条例第三号）第六条の規定により、次のとおり秋田県営秋田駒ヶ岳情報センターの指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 指定管理者の住所及び名称

仙北市田沢湖生保内字宮ノ後三十番地

仙北市

二 指定の期間

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

秋田県告示第三百四十七号

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための農林水産部関係条例の整備等に関する条例（平成十七年秋田県条例第七十七号）第三条の規定による改正後の秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例（平成五年秋田県条例第三十五号）第八条第一項の規定の例により、次のとおり秋田県岩館漁港海岸休憩施設の使用に係る利用料金を承認したので、同条例第三項の規定の例により、公告する。

承認した秋田県岩館漁港海岸休憩施設の使用に係る利用料金は、平成十八年四月一日から適用する。

秋田県岩館漁港海岸休憩施設の利用料金の承認（平成五年秋田県告示第四百六十三号）は、平成十八年三月三十一日限り、廃止する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

区 分	利用料金の額（一式一回につき）
温水シャワー	一〇〇円

秋田県告示第三百四十八号

秋田県森林学習交流館条例の一部を改正する条例（平成十七年秋田県条例第九十五号）による改正後の秋田県森林学習交流館条例（平成十七年秋田県条例第十五号）第十三条第一項の規定の例により、次のとおり秋田県森林学習交流館の使用に係る利用料金を承認したので、同条例第三項の規定の例により、公告する。

承認した秋田県森林学習交流館の使用に係る利用料金は、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 会議室

区 分	利 用 料 金 の 額	
	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで
全区画	九、七五〇円	一三、〇〇〇円
五分の 三区画	五、八五〇円	七、八〇〇円
議室	一三、六五〇円	一、九五〇円
	二二、七五〇円	三、二五〇円
	午後九時から 午後五時まで	午後五時後の 時間一時間につき

宿泊室 C	区 分	一人用	利用料金の額(一室一泊につき)
		二人用	
宿泊室 B	区 分	一人用	利用料金の額(一室一泊につき)
		二人用	
宿泊室 A	区 分	一人用	利用料金の額(一室一泊につき)
		二人用	

三 宿泊室

拡声装置	使用の単位	利用料金の額
ビデオテープレコーダー	一式一回につき	五二〇円
スライド用映写機	一台一回につき	五二〇円
資料提示装置	一台一回につき	五二〇円
ビデオプロジェクター	一台一回につき	一、〇〇〇円

二 会議室の附属設備

第二会議室	五分の二区画	三、九〇〇円	五、二〇〇円	九、一〇〇円	一、三〇〇円
	第三会議室	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	七、〇〇〇円	一、〇〇〇円
第二会議室	四、八〇〇円	六、四〇〇円	円	一、二〇〇円	一、六〇〇円

備考 午後五時後の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

宿泊室 D 一四、〇〇〇円以上一七、〇〇〇円以下

備考

- 一 宿泊室の区分は、次のとおりとする。
 - (一) 宿泊室 A 洋室で床面積が二十三平方メートルのものをいう。
 - (二) 宿泊室 B 洋室で床面積が二十八平方メートルのものをいう。
 - (三) 宿泊室 C 洋室で床面積が三十九平方メートルのものをいう。
 - (四) 宿泊室 D 和室で床面積が二十八平方メートルのものをいう。
- 二 利用料金の額は、企画商品の種類に応じてこの表に定める利用料金の額の範囲内において指定管理者が別に定める。

秋田県告示第三百四十九号

秋田県産業振興プラザ条例の一部を改正する条例(平成十七年秋田県条例第百二十三号)による改正後の秋田県産業振興プラザ条例(平成十一年秋田県条例第七十九号)第十一条第一項の規定の例により、次のとおり秋田県産業振興プラザの使用に係る利用料金を承認したので、同条第三項の規定の例により、公告する。

承認した秋田県産業振興プラザの使用に係る利用料金は、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

区 分	利用料金の額(一室一月につき)
創業支援室 A	二二、〇〇〇円
創業支援室 B	五〇、〇〇〇円

備考

- 一 この表において、「創業支援室 A」とは床面積が二十五平方メートル以下の創業支援室をいい、「創業支援室 B」とは床面積が四十八平方メートル以上の創業支援室をいう。
- 二 月の中途から使用を開始する場合又は月の途中で使用を終了する場合の当該月の利用料金の額は、この表に定める額を三十で除し、これに当該月の使用日数を乗じて得た額(当該額に一円未満の端数があるときは、当該端数金

額を切り捨てた額」とする。

秋田県告示第三百五十号

秋田県営観光レクリエーション施設条例（平成四年秋田県条例第三十六号）第十二条第一項の規定の例により、次のとおり秋田県営観光レクリエーション施設の使用に係る利用料金を承認したので、同条第三項の規定の例により、公告する。

承認した秋田県営観光レクリエーション施設条例の使用に係る利用料金は、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日以前に告示した秋田県営観光レクリエーション施設の使用に係る利用料金の承認（変更の承認を含む。）は、同日限り、廃止する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 秋田県営由利高原オートキャンプ場

区	分		使用の単位	利用料金の額
	入場料	施設等利用料		
シャワー	一般	小学校児童及び中学生生徒	一人につき	一一〇円
		一般		二二〇円
	テントサイト	日帰り	一区画一回につき	一、〇五〇円
		宿泊	一区画一泊につき	三、一五〇円
広場兼用テントサイト		一区画一泊につき	一、〇五〇円	
一回につき			二二〇円	

備考 この表の額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。

二 秋田県営矢島スポーツ宿泊センター

区	分	利用料金の額（一人一泊につき）

宿泊室 普通料金

区	分		利用料金の額（一人につき）
	普通料金	団体料金（二〇人以上の団体）	
一般	小学校児童及び中学生生徒	一般	二、五〇〇円
		一般	三、五〇〇円
	小学校児童及び中学生生徒	一般	一、九〇〇円
		高校生	二、四〇〇円
一般		二、九〇〇円	

備考

一 暖房設備の利用期間にあつては、この表に定める額に、使用の単位ごとに、三百円を加算した額を宿泊室の利用料金の額とする。

二 小学校に入学する前の者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。

三 この表の額及び備考一の暖房設備利用料金の額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。

(1) 休憩室、浴室等

区	分		利用料金の額（一人につき）
	普通料金	小学校児童及び中学生生徒	
一般	小学校児童及び中学生生徒	一時間以内	一五〇円
		一時間を超え四時間以内	二五〇円
	一般	四時間を超えるとき	二五〇円に四時間を超える時間一時間ごとに五〇円を加えた額
		一時間以内	二五〇円
一時間を超え四時間以内		五〇〇円	

区分	利 用 料 金 の 額
中広間	一室につき一時間以内 二、〇〇〇円
	一室につき一時間を超え四時間以内 三、六〇〇円
	一室につき四時間を超えるとき 一時間ごとに七〇〇円を加えた額 三、六〇〇円に四時間を超える時間
大広間	二分の一室につき一時間以内 二、五〇〇円
	二分の一室につき一時間を超え四時間以内 四、五〇〇円

(2) 休憩室のうち中広間又は大広間を貸切使用する場合

区分	利 用 料 金 の 額
団体料金 (二〇人以上の団体)	小学校児童及び 中学生生徒 一時間以内 一〇〇円
一般	四時間を超えるとき 五〇〇円に四時間を超える時間一時間ごとに一〇〇円を加えた額
	一時間以内 一五〇円
	一時間を超え四時間以内 二五〇円
	四時間を超えるとき 二五〇円に四時間を超える時間一時間ごとに五〇円を加えた額

区 分	入場料		利 用 料 金 の 額
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	
メイングラウンド	学生・生徒・児童	一、五〇〇円	公開時間の開始時刻から正午から公開時間の終了時刻まで 一日
	一般	六、〇〇〇円	
サブグラウンド	学生・生徒・児童	二、五〇〇円	一日
	一般	一〇、〇〇〇円	
その他	学生・生徒・児童	四、〇〇〇円	一日
	一般	八、〇〇〇円	一日

(2) グラウンド等

区 分	利 用 料 金 の 額
小学校児童及び中学生生徒	一人一日につき 一五〇円
一般	一人一日につき 三〇〇円

(3) 浴室

二分の一室につき四時間を超えるとき 四、五〇〇円に四時間を超える時間一時間ごとに八〇〇円を加えた額
一室につき一時間以内 五、〇〇〇円
一室につき一時間を超え四時間以内 九、〇〇〇円
一室につき四時間を超えるとき 九、〇〇〇円に四時間を超える時間一時間ごとに一、六〇〇円を加えた額

サブグラウンド		入場料を徴収する場合		多目的広場		入場料を徴収する場合	
学生・生徒・児童	一般	学生・生徒・児童	一般	学生・生徒・児童	一般	学生・生徒・児童	一般
二、四〇〇円	四、八〇〇円	二、四〇〇円	四、〇〇〇円	二、四〇〇円	四、〇〇〇円	二、四〇〇円	四、〇〇〇円
四、〇〇〇円	八、〇〇〇円	四、〇〇〇円	八、〇〇〇円	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	六、四〇〇円
六、四〇〇円	一二、八〇〇円	六、四〇〇円	一二、八〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円

備考

- 一 この表において「一日」とは、公開時間の開始時刻から終了時刻までをいう。
 - 二 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義でするかを問わず、グラウンド等の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
 - 三 この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校、中学生並びに高等学校生徒（これらの者に準ずる者を含む。）、中学校生徒並びに小学校児童をいう。
 - 四 使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、入場料を徴収する場合の利用料金の額とする。
 - 五 この表は、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。
- 三 秋田県営八幡平オートキャンプ場
 (一) 入場料、テントサイト等

区	分	入場料	貸切使用施設の利用料		テントサイト		電源を使用する場合		利用料金の額	
			一般	小学校児童及び中学校生徒	電源を使用する場合	電源を使用しない場合	日帰り	宿泊		日帰り
区	分	一般	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	五〇〇円	二五〇円
					一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	五〇〇円	二五〇円
	テントサイト	電源を使用する場合	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	四、〇〇〇円	二、五〇〇円
			一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	四、〇〇〇円	二、五〇〇円
区	分	テントサイト	電源を使用しない場合	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	三、五〇〇円	二、〇〇〇円
				一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	三、五〇〇円
	キャンプカーサイト	電源を使用する場合	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	四、五〇〇円	三、〇〇〇円
			一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	四、五〇〇円	三、〇〇〇円
区	分	二輪車サイト	電源を使用しない場合	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一、五〇〇円	一、〇〇〇円
				一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一、五〇〇円
	広場兼用テントサイト	電源を使用しない場合	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	四〇〇円	二五〇円
			一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	四〇〇円	二五〇円

多目的 広場を 貸切使 用する 場合の 利用料		ケビン		ヒュッテ	
宿泊 以外		ケビン		ヒュッテ	
一般	小学校児 童及び中 学校生徒	一般	小学校児 童及び中 学校生徒	一般	小学校児 童及び中 学校生徒
一時 間に つき		一泊 につき		一泊 につき	
基本料金	加算料金	基本料金	加算料金	基本料金	加算料金
一、八〇〇円	円 テント一張につき 一五〇	二〇、〇〇〇円	〇〇円 テント一張につき 二、五	一〇、〇〇〇円	〇〇円 テント一張につき 二、五
				一室一回につき 二、五〇〇円 (一、五〇〇円)	一室一回につき 二、五〇〇円 (一、五〇〇円)
				一室一泊につき 七、〇〇〇円 (四、五〇〇円)	一室一泊につき 七、〇〇〇円 (四、五〇〇円)
				一室一回につき 四、五〇〇円 (三、〇〇〇円)	一室一回につき 四、五〇〇円 (三、〇〇〇円)
				一室一泊につき 一四、〇〇〇円 (九、〇〇〇円)	一室一泊につき 一四、〇〇〇円 (九、〇〇〇円)
				一室一回につき 二、〇〇〇円 (一、三〇〇円)	一室一回につき 二、〇〇〇円 (一、三〇〇円)
				一室一泊につき 六、〇〇〇円 (四、〇〇〇円)	一室一泊につき 六、〇〇〇円 (四、〇〇〇円)

その他の 施設の 等 の 利 用 料		シャワー		入場 料金 を徴 収し ない 場合		宿泊		一泊 につき		加算料金	
一般	小学校児 童及び中 学校生徒	一般	小学校児 童及び中 学校生徒	一般	小学校児 童及び中 学校生徒	一般	小学校児 童及び中 学校生徒	基本料金	加算料金	基本料金	加算料金
一人一回につき 四〇〇円	一人一回につき 二〇〇円	一回につき 二〇〇円	一回につき 二〇〇円	円 テント一張につき 一五〇	円 テント一張につき 一五〇	〇〇円 テント一張につき 二、五	〇〇円 テント一張につき 二、五	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円

備考

一 テントサイトの使用期間内においてセンターハウスのみを使用する者及びテントサイトの使用期間外においてセンターハウス、ケビン又はスキースキーの練習場を使用する者からは、入場料は徴収しないものとする。

二 暖房設備の使用期間内においてケビンを使用する者から、この表に定める

- ケビンの利用料金のほかに、暖房設備利用料金を徴収するものとする。この場合において、暖房設備利用料金の額は、A室にあつては八百円、B室にあつては四百円とする。
- 三 この表において括弧内の額は、四月一日から同月二十七日までの日、五月六日から七月十八日までの日及び八月二十一日から十月三十一日までの日に使用する場合に適用する。
- 四 この表において「入場料金」とは、使用者が、いずれの名義でするかを問わず、多目的広場の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 五 使用者が入場料金を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもつて多目的広場を利用するときの利用料金の額は、入場料金を徴収する場合の利用料金の額とする。
- 六 この表の額及び備考二の暖房設備利用料金の額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。
- (二) テントサイトの使用期間外において設けられたスキーの練習場を使用する場合

区		分		使用の単位	利用料金の額
個人が使用する場合	一般	入場料金を徴収する場合		一人につき	一五〇円
		小学校児童及び中学生徒	小学校児童及び中学生徒		三〇〇円
貸切使用する場合	一般	入場料金を徴収しない場合		一人につき	二、〇〇〇円
		小学校児童及び中学生徒	小学校児童及び中学生徒		四、〇〇〇円
				一人一泊につき	二、〇〇〇円

備考

- 一 この表において「入場料金」とは、使用者が、いずれかの名義でするかを問わず、スキーの練習場の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 二 使用者が入場料金を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもつ

- てスキーの練習場を使用するときの利用料金の額は、入場料金を徴収する場合の利用料金の額とする。
- 三 この表の額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。
- 四 秋田県営大湯スポーツ宿泊センター
- (一) 客室
- (1) 通常期

区		分		利用料金の額	
客室	A	宿泊		一人一泊につき	二人で使用する場合 三、三六〇円
	B	日帰り			一人一泊につき
	小学校児童	小学校児童及び一般	小学校児童	一人一泊につき	二人で使用する場合 四、二〇〇円
		中学校生徒及び一般	中学校生徒	一人一泊につき	一人で使用する場合 六、三〇〇円
				一人一泊につき	二人で使用する場合 七、三五〇円
				一人一泊につき	二人で使用する場合 四、二〇〇円
				一人一泊につき	二人で使用する場合 五、一五〇円
				一人一泊につき	二人で使用する場合 五、八八〇円
				一人一泊につき	二人で使用する場合 四、四一〇円
				一人一泊につき	三人で使用する場合 五、一五〇円
				一人一泊につき	四人で使用する場合 四、四一〇円

C													
宿泊							日帰り						
小学校児童	中学校生徒及び一般						小学校児童	中学校生徒及び一般					
一人一泊につき							一人一時間につき						
二人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合		
(五、八八〇円)	五、一五〇円 (六三〇円)	五三〇円 (七四〇円)	六三〇円 (七四〇円)	七四〇円 (八四〇円)	一、〇五〇円 (一、一六〇円)	三七〇円 (四五〇円)	四五〇円 (五二〇円)	五二〇円 (五九〇円)	五、二五〇円 (六、三〇〇円)	六、三〇〇円 (七、三五〇円)	七、三五〇円 (八、四〇〇円)	一〇、五〇〇円 (一一、五五〇円)	

						日帰り						
						小学校児童	中学校生徒及び一般					
						一人一時間につき						
五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	
(三七〇円)	三七〇円 (四五〇円)	四三〇円 (五二〇円)	五二〇円 (五九〇円)	五、二五〇円 (五、二五〇円)	五、二五〇円 (六、三〇〇円)	六、三〇〇円 (七、三五〇円)	七、三五〇円 (八、四〇〇円)	一〇、五〇〇円 (一一、五五〇円)	三、六八〇円 (三、六八〇円)	三、六八〇円 (四、四一〇円)	四、四一〇円 (五、一五〇円)	

D											
宿泊											
小学生児童						中学生生徒及び一般					
一人一泊につき											
一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	五人で使用する場合	六人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	五人で使用する場合	六人で使用する場合
(一、〇五〇円)	(二、一六〇円)	(七四〇円)	(八四〇円)	六三〇円	七四〇円	五三〇円	五三〇円	(六三〇円)	五三〇円	(五三〇円)	(五三〇円)
三人で使用する場合	四人で使用する場合	五人で使用する場合	六人で使用する場合	七人で使用する場合	八人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	五人で使用する場合	六人で使用する場合
(六、三〇〇円)	(七、三五〇円)	(四、五〇〇円)	(三、七〇〇円)	(三、七〇〇円)	(三、七〇〇円)	(一、〇五〇円)	(二、一六〇円)	(七四〇円)	(六三〇円)	(五三〇円)	(四、五〇〇円)

日帰り											
小学生児童						中学生生徒及び一般					
一人一時につき											
三人で使用する場合	四人で使用する場合	五人で使用する場合	六人で使用する場合	七人で使用する場合	八人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	五人で使用する場合	六人で使用する場合
(六、三〇〇円)	(七、三五〇円)	(五、二五〇円)	(六、三〇〇円)	(三、六八〇円)	(三、六八〇円)	(一、〇五〇円)	(二、一六〇円)	(七四〇円)	(八四〇円)	(六三〇円)	(五三〇円)
三人で使用する場合	四人で使用する場合	五人で使用する場合	六人で使用する場合	七人で使用する場合	八人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	五人で使用する場合	六人で使用する場合
(七、三五〇円)	(八、四〇〇円)	(五、二五〇円)	(六、三〇〇円)	(三、六八〇円)	(三、六八〇円)	(一、〇五〇円)	(二、一六〇円)	(七四〇円)	(八四〇円)	(六三〇円)	(五三〇円)

E											
宿泊											
小学校児童											
中学生生徒及び一般											
一人一泊につき											
四人で使用する場合	五人で使用する場合	六人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	五人で使用する場合	六人で使用する場合	七人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合
五三〇円 (六三〇円)	五三〇円 (五三〇円)	五三〇円 (五三〇円)	五、一五〇円 (五、八八〇円)	四、四一〇円 (五、一五〇円)	三、六八〇円 (四、四一〇円)	三、六八〇円 (三、六八〇円)	三、六八〇円 (三、六八〇円)	三、六八〇円 (三、六八〇円)	一〇、五〇〇円 (二、五五〇円)	七、三五〇円 (八、四〇〇円)	六、三〇〇円 (七、三五〇円)

日帰り											
小学校児童											
中学生生徒及び一般											
一人一時間につき											
四人で使用する場合	五人で使用する場合	六人で使用する場合	七人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	五人で使用する場合	六人で使用する場合	七人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合
五、二五〇円 (六、三〇〇円)	五、二五〇円 (五、二五〇円)	五、二五〇円 (五、二五〇円)	五、二五〇円 (五、二五〇円)	五二〇円 (五九〇円)	四五〇円 (五二〇円)	三七〇円 (四五〇円)	三七〇円 (三七〇円)	三七〇円 (三七〇円)	三七〇円 (三七〇円)	一、〇五〇円 (二、一六〇円)	七四〇円 (八四〇円)

F											
宿泊											
小学校児童											
一人一泊につき											
三人で使用 する場合	四人で使用 する場合	五人で使用 する場合	六人で使用 する場合	七人で使用 する場合	八人で使用 する場合	二人で使用 する場合	三人で使用 する場合	四人で使用 する場合	五人で使用 する場合	六人で使用 する場合	七人で使用 する場合
六三〇円 (七四〇円)	五三〇円 (六三〇円)	五三〇円 (五三〇円)	五三〇円 (五三〇円)	五三〇円 (五三〇円)	五三〇円 (五三〇円)	五、一五〇円 (五、八八〇円)	四、四一〇円 (五、一五〇円)	三、六八〇円 (四、四一〇円)	三、六八〇円 (三、六八〇円)	三、六八〇円 (三、六八〇円)	三、六八〇円 (三、六八〇円)

日帰り											
小学校児童											
一人一時 間につき											
一人で使用 する場合	二人で使用 する場合	三人で使用 する場合	四人で使用 する場合	五人で使用 する場合	六人で使用 する場合	七人で使用 する場合	八人で使用 する場合	二人で使用 する場合	三人で使用 する場合	四人で使用 する場合	五人で使用 する場合
一〇、五〇〇円 (二一、五五〇円)	七、三五〇円 (八、四〇〇円)	六、三〇〇円 (七、三五〇円)	五、二五〇円 (六、三〇〇円)	五、二五〇円 (五、二五〇円)	五、二五〇円 (五、二五〇円)	五、二五〇円 (五、二五〇円)	五、二五〇円 (五、二五〇円)	五、二五〇円 (五、二五〇円)	四、五〇〇円 (五、二〇〇円)	三、七〇〇円 (四、五〇〇円)	三、七〇〇円 (三、七〇〇円)

室別特												
宿泊												
小学校児童	中学校生徒及び一般											
一人一泊につき												
二人で使用する場合	八人で使用する場合	七人で使用する場合	六人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	八人で使用する場合	七人で使用する場合	六人で使用する場合	
(一〇、二九〇円) (一、〇三〇円)	五三〇円 (五三〇円)	五三〇円 (五三〇円)	五三〇円 (五三〇円)	五三〇円 (五三〇円)	五三〇円 (六三〇円)	六三〇円 (七四〇円)	七四〇円 (八四〇円)	一、〇五〇円 (一、一六〇円)	三七〇円 (三七〇円)	三七〇円 (三七〇円)	三七〇円 (三七〇円)	

日帰り											
中学校生徒及び一般						小学校児童					
一人一時間につき											
三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合
(一、二六〇円) (一、三七〇円)	一、四七〇円 (一、五八〇円)	一、八九〇円 (二、〇〇〇円)	七四〇円 (八一〇円)	八九〇円 (九六〇円)	一、〇三〇円 (一、一一〇円)	一〇、五〇〇円 (一一、五五〇円)	一一、六〇〇円 (一二、六五〇円)	一四、七〇〇円 (二五、七五〇円)	一八、九〇〇円 (二九、九五〇円)	七、三五〇円 (八、〇九〇円)	八、八二〇円 (九、五六〇円)

客室		区	分	使用の単位	利用料金の額	
A						
宿泊		小学校児童 及び一般	一人一泊 につき	二人で使用 する場合		三、三六〇円 (三、三六〇円)
				一人で使用 する場合	二人で使用 する場合	

(2) 閑散期

- 一 この表において「通常期」とは、「閑散期」及び「繁忙期」を除く期間をいう。
- 二 客室の区分は、次のとおりとする。
 - (一) 客室A 洋室で床面積が十七平方メートルのものをいう。
 - (二) 客室B 洋室で床面積が三十三平方メートルのものをいう。
 - (三) 客室C 和室で床面積が三十三平方メートルのものをいう。
 - (四) 客室D 和室で床面積が三十九平方メートルのものをいう。
 - (五) 客室E 和室で床面積が四十五平方メートルのものをいう。
 - (六) 客室F 和室で床面積が五十五平方メートルのものをいう。
- 三 客室を宿泊する目的で使用する場合において、小学校に入学する前の者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。
- 四 使用の時間が一時間未満であるとき又はその使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。
- 五 この表において括弧内の利用料金の額は、宿泊にあつては日曜日の前日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日の前日、一月二日、同月三日、十二月三十日又は同月三十一日に利用する場合に適用し、日帰りにあつては日曜日、同条に規定する休日、一月二日、同月三日、十二月三十日又は同月三十一日に利用する場合に適用する。

備考

四人で使用 する場合	一、〇五〇円 (一、一六〇円)
---------------	--------------------

		B			
日帰り		日帰り		小学校児童 及び一般	小学校児童 及び一般
小学校児童 及び一般		一人一泊 につき		一人一泊 につき	一人一泊 につき
二人で使用 する場合	三人で使用 する場合	二人で使用 する場合	三人で使用 する場合	二人で使用 する場合	二人で使用 する場合
五、一五〇円 (五、一五〇円)	四、四一〇円 (四、四一〇円)	四、二〇〇円 (四、二〇〇円)	六、三〇〇円 (六、三〇〇円)	五、二五〇円 (五、二五〇円)	三、四〇〇円 (三、四〇〇円)

C											
宿泊											
中学校生徒及び一般						小学校児童					
一人一泊につき											
四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合
三七〇円 (三七〇円)	一、〇五〇円 (一、〇五〇円)	七四〇円 (七四〇円)	六三〇円 (六三〇円)	五、一五〇円 (五、一五〇円)	四、四一〇円 (四、四一〇円)	三、六八〇円 (三、六八〇円)	二、九四〇円 (二、九四〇円)	一〇、五〇〇円 (一〇、五〇〇円)	七、三五〇円 (七、三五〇円)	六、三〇〇円 (六、三〇〇円)	三、七〇〇円 (三、七〇〇円)

D											
宿泊											
小学校児童及び一般						小学校児童					
一人一泊につき											
一人一泊につき						一人一時間につき					
四人で使用する場合	五人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合
五、二五〇円 (五、二五〇円)	四、二〇〇円 (四、二〇〇円)	一、〇五〇円 (一、〇五〇円)	七四〇円 (七四〇円)	三、〇〇円 (三、〇〇円)	三、七〇円 (三、七〇円)	四、五〇円 (四、五〇円)	五、二〇円 (五、二〇円)	四、二〇〇円 (四、二〇〇円)	五、一五〇円 (五、一五〇円)	四、二〇〇円 (四、二〇〇円)	五、一五〇円 (五、一五〇円)

日帰り											
小学校児童			中学校生徒及び一般								
一人一時間につき											
三人で使用する場合	二人で使用する場合	六人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	六人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合
(四五〇円)	四五〇円 (五二〇円)	四、二〇〇円 (四、二〇〇円)	四、二〇〇円 (四、二〇〇円)	五、二五〇円 (五、二五〇円)	六、三〇〇円 (六、三〇〇円)	七、三五〇円 (七、三五〇円)	一〇、五〇〇円 (一〇、五〇〇円)	二、九四〇円 (二、九四〇円)	二、九四〇円 (二、九四〇円)	三、六八〇円 (三、六八〇円)	四、四一〇円 (四、四一〇円)

E											
宿泊											
小学校児童			中学校生徒及び一般								
一人一泊につき											
四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	六人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	六人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合
(三、六八〇円)	三、六八〇円 (四、四一〇円)	五、一五〇円 (五、一五〇円)	四二〇円 (四二〇円)	四二〇円 (四二〇円)	五三〇円 (五三〇円)	六三〇円 (六三〇円)	七四〇円 (七四〇円)	一、〇五〇円 (一、〇五〇円)	三〇〇円 (三〇〇円)	三〇〇円 (三〇〇円)	三七〇円 (三七〇円)

日帰り											
小学校児童	中学校生徒及び一般										
一人一時 間につき											
五人で使用 する場合	六人で使用 する場合	七人で使用 する場合	二人で使用 する場合	一人で使用 する場合	二人で使用 する場合	三人で使用 する場合	四人で使用 する場合	五人で使用 する場合	六人で使用 する場合	七人で使用 する場合	三人で使用 する場合
二、九四〇円 (二、九四〇円)	二、九四〇円 (二、九四〇円)	二、九四〇円 (二、九四〇円)	一〇、五〇〇円 (一〇、五〇〇円)	七、三五〇円 (七、三五〇円)	六、三〇〇円 (六、三〇〇円)	五、二五〇円 (五、二五〇円)	四、二〇〇円 (四、二〇〇円)	四、二〇〇円 (四、二〇〇円)	四、二〇〇円 (四、二〇〇円)	五二〇円 (五二〇円)	四五〇円 (四五〇円)

F											
宿泊											
小学校児童	中学校生徒及び一般										
一人一泊 につき											
四人で使用 する場合	五人で使用 する場合	六人で使用 する場合	七人で使用 する場合	二人で使用 する場合	一人で使用 する場合	二人で使用 する場合	三人で使用 する場合	四人で使用 する場合	五人で使用 する場合	六人で使用 する場合	七人で使用 する場合
三七〇円 (三七〇円)	三〇〇円 (三〇〇円)	三〇〇円 (三〇〇円)	三〇〇円 (三〇〇円)	一、〇五〇円 (一、〇五〇円)	七四〇円 (七四〇円)	六三〇円 (六三〇円)	五三〇円 (五三〇円)	四二〇円 (四二〇円)	四二〇円 (四二〇円)	四二〇円 (四二〇円)	五、一五〇円 (五、一五〇円)

	中学校生徒 及び一般
--	---------------

三人で使用 する場合	四、四一〇円 (四、四一〇円)	四人で使用 する場合	三、六八〇円 (三、六八〇円)	五人で使用 する場合	二、九四〇円 (二、九四〇円)	六人で使用 する場合	二、九四〇円 (二、九四〇円)	七人で使用 する場合	二、九四〇円 (二、九四〇円)	八人で使用 する場合	二、九四〇円 (二、九四〇円)	一人で使用 する場合	一〇、五〇〇円 (一〇、五〇〇円)	二人で使用 する場合	七、三五〇円 (七、三五〇円)	三人で使用 する場合	六、三〇〇円 (六、三〇〇円)	四人で使用 する場合	五、二五〇円 (五、二五〇円)	五人で使用 する場合	四、二〇〇円 (四、二〇〇円)	六人で使用 する場合	四、二〇〇円 (四、二〇〇円)
---------------	--------------------	---------------	--------------------	---------------	--------------------	---------------	--------------------	---------------	--------------------	---------------	--------------------	---------------	----------------------	---------------	--------------------	---------------	--------------------	---------------	--------------------	---------------	--------------------	---------------	--------------------

												日帰り											
												小学校児童											
												一人一時 間につき											
七人で使用 する場合	四、二〇〇円 (四、二〇〇円)	八人で使用 する場合	四、二〇〇円 (四、二〇〇円)	二人で使用 する場合	五二〇円 (五二〇円)	三人で使用 する場合	四五〇円 (四五〇円)	四人で使用 する場合	三七〇円 (三七〇円)	五人で使用 する場合	三〇〇円 (三〇〇円)	六人で使用 する場合	三〇〇円 (三〇〇円)	七人で使用 する場合	三〇〇円 (三〇〇円)	八人で使用 する場合	三〇〇円 (三〇〇円)	一人で使用 する場合	一、〇五〇円 (一、〇五〇円)	二人で使用 する場合	七四〇円 (七四〇円)	三人で使用 する場合	六三〇円 (六三〇円)

室 別 特											
宿 泊											
中学校生徒 及び一般					小学校児童						
一人一泊 につき											
四人で使用 する場合	三人で使用 する場合	二人で使用 する場合	一人で使 用する場合	四人で使用 する場合	三人で使用 する場合	二人で使用 する場合	八人で使用 する場合	七人で使用 する場合	六人で使用 する場合	五人で使用 する場合	四人で使用 する場合
(一〇、五〇〇円)	(二二、六〇〇円)	(一四、七〇〇円)	(一八、九〇〇円)	(七、三五〇円)	(八、八二〇円)	(一〇、二九〇円)	(四二〇円)	(四二〇円)	(四二〇円)	(四二〇円)	(五三〇円)

備 考											
一 この表において「閑散期」とは、一月十六日から四月十五日までの「繁忙期」を除く期間をいう。											
二 客室の区分は、次のとおりとする。											
(一) 客室A 洋室で床面積が十七平方メートルのものをいう。 (二) 客室B 洋室で床面積が三十三平方メートルのものをいう。 (三) 客室C 和室で床面積が三十三平方メートルのものをいう。 (四) 客室D 和室で床面積が三十九平方メートルのものをいう。 (五) 客室E 和室で床面積が四十五平方メートルのものをいう。 (六) 客室F 和室で床面積が五十五平方メートルのものをいう。											
三 客室を宿泊する目的で使用する場合において、小学校に入学する前の者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。											
四 使用の時間が一時間未満であるとき又はその使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。											
日 帰 り											
小学校児童 及び一般					一人一時 間につき						
四人で使用 する場合	三人で使用 する場合	二人で使用 する場合	一人で使 用する場合	四人で使用 する場合	三人で使用 する場合	二人で使用 する場合	八人で使用 する場合	七人で使用 する場合	六人で使用 する場合	五人で使用 する場合	四人で使用 する場合
(一、〇五〇円)	(二、二六〇円)	(二、四七〇円)	(一、八九〇円)	(七四〇円)	(八九〇円)	(二、〇三〇円)	(一、四七〇円)	(一、八九〇円)	(四二〇円)	(四二〇円)	(一、〇三〇円)

										区 分	使用の単位	利 用 料 金 の 額	
B		A		宿 泊		日 帰 り		宿 泊					
小学校児童		小学校児童		中学校生徒及び一般		小学校児童		中学校生徒及び一般		一人一泊につき		二人で使用する場合	
一人一泊につき		一人一泊につき		一人一泊につき		一人一泊につき		一人一泊につき		一人一泊につき		二人で使用する場合	
四人で使用する場合		三人で使用する場合		二人で使用する場合		二人で使用する場合		一人で使用する場合		二人で使用する場合		二人で使用する場合	
(五、一五〇円)		(五、八八〇円)		(七、三五〇円)		(六、三〇〇円)		(二、〇五〇円)		(五、二五〇円)		(五、〇四〇円)	

(3) 繁忙期
 五 この表において括弧内の利用料金の額は、宿泊にあつては日曜日の前日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日の前日、一月二日、同月三日、十二月三十日又は同月三十一日に利用する場合に適用し、日帰りにあつては日曜日、同条に規定する休日、一月二日、同月三日、十二月三十日又は同月三十一日に利用する場合に適用する。

C													
宿 泊				日 帰 り									
小学校児童		小学校児童		中学校生徒及び一般		小学校児童		中学校生徒及び一般		一人一泊につき		一人一泊につき	
一人一泊につき		一人一泊につき		一人一泊につき		一人一泊につき		一人一泊につき		一人一泊につき		一人一泊につき	
二人で使用する場合		四人で使用する場合		三人で使用する場合		二人で使用する場合		一人で使用する場合		四人で使用する場合		三人で使用する場合	
(七、三五〇円)		(七、四〇〇円)		(八、四〇〇円)		(二、〇五〇円)		(二、一六〇円)		(五、二〇〇円)		(五、九〇〇円)	

日帰り											
小学校児童											
中学校生徒及び一般											
一人一時間につき											
五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合
(四五〇円) 三七〇円	(五二〇円) 四五〇円	(五九〇円) 五二〇円	(七四〇円) 五九〇円	(六、三〇〇円) 五、二五〇円	(七、三五〇円) 六、三〇〇円	(八、四〇〇円) 七、三五〇円	(一〇、五〇〇円) 八、四〇〇円	(一一、五五〇円) (一二、五五〇円)	(四、四一〇円) 三、六八〇円	(五、一五〇円) 四、四一〇円	(五、八八〇円) 五、一五〇円

D											
宿泊											
中学校生徒及び一般						小学校児童					
一人一泊につき											
二人で使用する場合	一人で使用する場合	六人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合
(二〇、五〇〇円) 八、四〇〇円	(一一、五五〇円) (一二、五五〇円)	(三、六八〇円) 三、六八〇円	(四、四一〇円) 三、六八〇円	(五、一五〇円) 四、四一〇円	(五、八八〇円) 五、一五〇円	(七、三五〇円) 五、八八〇円	(六三〇円) 五三〇円	(七四〇円) 六三〇円	(八四〇円) 七四〇円	(二、〇五〇円) 八四〇円	(二、一六〇円) 一、一六〇円

												日帰り	
												小学校児童	
												中学生生徒及び一般	
												一人一時間につき	
三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	六人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	六人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	七、三五〇円 (八、四〇〇円)	
(八四〇円) 七四〇円	(二、〇五〇円) 八四〇円	(一、一六〇円) 一、一六〇円	(三七〇円) 三七〇円	(四五〇円) 三七〇円	(五二〇円) 四五〇円	(五九〇円) 五二〇円	(七四〇円) 五九〇円	(五、二五〇円) 五、二五〇円	(六、三〇〇円) 五、二五〇円	(七、三五〇円) 六、三〇〇円			

												E	
												宿泊	
												小学校児童	
												中学生生徒及び一般	
												一人一泊につき	
三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	七人で使用する場合	六人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	六人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	六三〇円 (七四〇円)	
(八、四〇〇円) 七、三五〇円	(二〇、五〇〇円) 八、四〇〇円	(二一、五五〇円) 一一、五五〇円	(三、六八〇円) 三、六八〇円	(三、六八〇円) 三、六八〇円	(四、四一〇円) 三、六八〇円	(五、一五〇円) 四、四一〇円	(五、八八〇円) 五、一五〇円	(七、三五〇円) 五、八八〇円	(五三〇円) 五三〇円	(六三〇円) 五三〇円			

												日 帰 り
												小 学 校 児 童
中 学 校 生 徒 及 び 一 般												
												一 人 一 時 間 に つ き
二 人 で 使 用 す る 場 合	一 人 で 使 用 す る 場 合	七 人 で 使 用 す る 場 合	六 人 で 使 用 す る 場 合	五 人 で 使 用 す る 場 合	四 人 で 使 用 す る 場 合	三 人 で 使 用 す る 場 合	二 人 で 使 用 す る 場 合	七 人 で 使 用 す る 場 合	六 人 で 使 用 す る 場 合	五 人 で 使 用 す る 場 合	四 人 で 使 用 す る 場 合	
(一、〇五〇円) 八四〇円	(一、一六〇円) 一六〇円	(三七〇円) 三七〇円	(三七〇円) 三七〇円	(四五〇円) 三七〇円	(五二〇円) 四五〇円	(五九〇円) 五二〇円	(七四〇円) 五九〇円	(五、二五〇円) 五、二五〇円	(五、二五〇円) 五、二五〇円	(六、三〇〇円) 五、二五〇円	(七、三五〇円) 六、三〇〇円	

												F
												宿 泊
												小 学 校 児 童
												一 人 一 泊 に つ き
八 人 で 使 用 す る 場 合	七 人 で 使 用 す る 場 合	六 人 で 使 用 す る 場 合	五 人 で 使 用 す る 場 合	四 人 で 使 用 す る 場 合	三 人 で 使 用 す る 場 合	二 人 で 使 用 す る 場 合	七 人 で 使 用 す る 場 合	六 人 で 使 用 す る 場 合	五 人 で 使 用 す る 場 合	四 人 で 使 用 す る 場 合	三 人 で 使 用 す る 場 合	
(三、六八〇円) 三、六八〇円	(三、六八〇円) 三、六八〇円	(三、六八〇円) 三、六八〇円	(四、四一〇円) 三、六八〇円	(五、一五〇円) 四、四一〇円	(五、八八〇円) 五、一五〇円	(七、三五〇円) 五、八八〇円	(五三〇円) 五三〇円	(五三〇円) 五三〇円	(六三〇円) 五三〇円	(七四〇円) 六三〇円	(八四〇円) 七四〇円	

	日帰り																			中学校生徒及び一般
	小学校児童																			
	一人一時間につき																			
五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	八人で使用する場合	七人で使用する場合	六人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合									
(四五〇円) 三七〇円	(五二〇円) 四五〇円	(五九〇円) 五二〇円	(七四〇円) 五九〇円	(五、二五〇円) 五、二五〇円	(五、二五〇円) 五、二五〇円	(五、二五〇円) 五、二五〇円	(六、三〇〇円) 五、二五〇円	(七、三五〇円) 六、三〇〇円	(八、四〇〇円) 七、三五〇円	(二〇、五〇〇円) 八、四〇〇円	(一一、五五〇円) (一一、五五〇円)									

室 別 特																					
宿泊																					
小学校児童																					中学校生徒及び一般
一人一泊につき																					
二人で使用する場合	八人で使用する場合	七人で使用する場合	六人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	八人で使用する場合	七人で使用する場合	六人で使用する場合										
(二一、〇三〇円) 一一、〇三〇円	(五三〇円) 五三〇円	(五三〇円) 五三〇円	(五三〇円) 五三〇円	(六三〇円) 五三〇円	(七四〇円) 六三〇円	(八四〇円) 七四〇円	(二、〇五〇円) 八四〇円	(二、一六〇円) 一一、一六〇円	(三七〇円) 三七〇円	(三七〇円) 三七〇円	(三七〇円) 三七〇円										

		日帰り			
中学校生徒及び一般		小学校児童		中学校生徒及び一般	
		一人一時 間につき			
三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合
(一、三七〇円)	(一、五八〇円)	(二、〇〇〇円)	(八一〇円)	(九、五六〇円)	(一、一一〇円)
	(二、五八〇円)		(九六〇円)	(二、五五〇円)	(一、五五〇円)
				(二、六五〇円)	(一、三、六五〇円)
				(二、七五〇円)	(一、九、九五〇円)
				(八、〇九〇円)	(一、九、九五〇円)
				(九、五六〇円)	(九、五六〇円)

		休憩室		区 分		使用の単位		利用料金の額	
貸切使用する場合		個人が使用する場合		小学校児童		一人一回につき		二〇〇円	
		中学校生徒及び一般						三〇〇円	
一室二時間につき								一、一四〇円	

(一) 休憩室、多目的ホール等

(二) 備考

一 この表において「繁忙期」とは、一月一日から同月三日まで、なまはげ柴灯祭りの開催の日、四月二十四日から五月七日まで、八月三日から同月六日まで、同月十三日から同月十八日まで、全国花火競技大会の開催の日の期間及び期日並びにその前日をいう。

二 客室の区分は、次のとおりとする。

(一) 客室A 洋室で床面積が十七平方メートルのものをいう。

(二) 客室B 洋室で床面積が三十三平方メートルのものをいう。

(三) 客室C 和室で床面積が三十三平方メートルのものをいう。

(四) 客室D 和室で床面積が三十九平方メートルのものをいう。

(五) 客室E 和室で床面積が四十五平方メートルのものをいう。

(六) 客室F 和室で床面積が五十平方メートルのものをいう。

三 客室を宿泊する目的で使用する場合において、小学校に入学する前の者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。

四 使用の時間が一時間未満であるときは又はその使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。

五 この表において括弧内の利用料金の額は、宿泊にあつては日曜日の前日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日の前日、一月二日、同月三日、十二月三十日又は同月三十一日に利用する場合に適用し、日帰りにあつては日曜日、同条に規定する休日、一月二日、同月三日、十二月三十日又は同月三十一日に利用する場合に適用する。

客室	区	分	使用の単位	利用料金の額			
				一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合
A			一人一泊につき	七、二〇〇円 (八、四〇〇円)	五、六〇〇円 (六、四〇〇円)	四、四〇〇円 (五、二〇〇円)	三、六〇〇円 (四、二〇〇円)
宿泊			小学生児童及び中学生生徒				

五 秋田県営秋の宮山荘
 (一) 客室の利用料金
 (1) 通常期

備考
 一 この表において「対価」とは、使用者が、いずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
 二 使用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもって多目的ホールを使用するときの利用料金の額は、対価を得る場合の利用料金の額とする。
 三 浴室の利用料金は、宿泊者以外の者が浴室を使用する場合に徴収するものとする。
 四 使用の時間が一時間未満であるとき又はその使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。

浴室	多目的 ホール	対価を得る場合	対価を得ない場合	一時間につき	
				三、四、五〇〇円	一七、三〇〇円
小学校児童				一人一日につき	三〇〇円
中学生生徒及び一般					三五〇円

一般	日帰り	小学生児童及び中学生生徒	一人一時間につき	一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	五人で使用する場合	五人で使用する場合	三人、四〇〇円 (三、四〇〇円)
				七二〇円 (八四〇円)	五六〇円 (六四〇円)	四四〇円 (五二〇円)	三六〇円 (四二〇円)	三〇〇円 (三四〇円)	九〇〇円 (一、〇〇〇円)	三、〇〇〇円 (三、四〇〇円)
				二、八〇〇円 (四、三〇〇円)	四、五〇〇円 (五、二〇〇円)	五、五〇〇円 (六、五〇〇円)	七、〇〇〇円 (八、〇〇〇円)	九、〇〇〇円 (一〇、五〇〇円)	三、〇〇〇円 (三、四〇〇円)	

												B			
												宿泊			
日帰り 小学生児童 及び中学校 生徒												一般		小学生児童 及び中学校 生徒	
一人一時 間につき												一人一泊 につき			
二人で使用 する場合	一人で使用 する場合	三人で使用 する場合	二人で使用 する場合	一人で使用 する場合	三人で使用 する場合	二人で使用 する場合	一人で使用 する場合	五人で使用 する場合	四人で使用 する場合	三人で使用 する場合	二人で使用 する場合				
(六四〇円) 五六〇円	(八四〇円) 七二〇円	(六、五〇〇円) 五、五〇〇円	(八、〇〇〇円) 七、〇〇〇円	(一〇、五〇〇円) 九、〇〇〇円	(五、二〇〇円) 四、四〇〇円	(六、四〇〇円) 五、六〇〇円	(八、四〇〇円) 七、二〇〇円	(四三〇円) 三八〇円	(五二〇円) 四五〇円	(六五〇円) 五五〇円	(八〇〇円) 七〇〇円				

												特 別 室			
												宿泊			
一般												小学生児童 及び中学校 生徒		一般	
												一人一泊 につき			
一人で使用 する場合	七人で使用 する場合	六人で使用 する場合	五人で使用 する場合	四人で使用 する場合	三人で使用 する場合	二人で使用 する場合	一人で使用 する場合	三人で使用 する場合	二人で使用 する場合	一人で使用 する場合	三人で使用 する場合				
(二八、〇〇〇円) 二四、〇〇〇円	(七、二〇〇円) 六、四〇〇円	(八、〇〇〇円) 七、二〇〇円	(九、二〇〇円) 八、〇〇〇円	(二一、二〇〇円) 九、六〇〇円	(二三、六〇〇円) 一一、〇〇〇円	(二七、六〇〇円) 一五、二〇〇円	(二二、四〇〇円) 一九、二〇〇円	(六五〇円) 五五〇円	(八〇〇円) 七〇〇円	(一、〇五〇円) 九〇〇円	(五二〇円) 四四〇円				

日帰り 小学校児童 及び中学校 生徒											
一人一時 間につき											
二人で使用 する場合	三人で使用 する場合	四人で使用 する場合	五人で使用 する場合	六人で使用 する場合	七人で使用 する場合	八人で使用 する場合	九人で使用 する場合	十人で使用 する場合	十一人で使用 する場合	十二人で使用 する場合	十三人で使用 する場合
一九、〇〇〇円 (二二、〇〇〇円)	一五、〇〇〇円 (二七、〇〇〇円)	一二、〇〇〇円 (一四、〇〇〇円)	一〇、〇〇〇円 (一一、五〇〇円)	九、〇〇〇円 (一〇、〇〇〇円)	八、〇〇〇円 (九、〇〇〇円)	一、九二〇円 (二、二四〇円)	一、五二〇円 (一、七六〇円)	一、二〇〇円 (一、三六〇円)	九六〇円 (一、一二〇円)	八〇〇円 (九二〇円)	七二〇円 (八〇〇円)

備考

- 一 この表において「通常期」とは、一月一日から同月十五日まで、四月二十七日から十一月二十三日まで及び十二月二十三日から同月三十一日までの期間をいう。
- 二 客室の区分は、次のとおりとする。
 - (一) 客室A 和室で床面積が三十二平方メートルのものをいう。
 - (二) 客室B 洋室で床面積が三十二平方メートルのものをいう。
- 三 客室を宿泊する目的で使用する場合において、小学校に入学する前の者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。
- 四 使用の時間が一時間未満であるときは又はその使用時間に一時間未満の端数

一般											
七人で使用 する場合	六人で使用 する場合	五人で使用 する場合	四人で使用 する場合	三人で使用 する場合	二人で使用 する場合	一人で使用 する場合	七人で使用 する場合	六人で使用 する場合	五人で使用 する場合	四人で使用 する場合	三人で使用 する場合
六四〇円 (七二〇円)	九〇〇円 (一、〇〇〇円)	一、一五〇円 (一、四〇〇円)	一、二〇〇円 (一、四〇〇円)	一、五〇〇円 (二、七〇〇円)	一、九〇〇円 (二、二〇〇円)	二、四〇〇円 (二、八〇〇円)	八〇〇円 (九〇〇円)	九〇〇円 (一、〇〇〇円)	一、一五〇円 (一、四〇〇円)	一、二〇〇円 (一、四〇〇円)	一、五〇〇円 (二、七〇〇円)

		客室		区				
		A		分				
		宿泊		使用の単位				
一般		小学生 及 中学生 生徒		一人一泊 につき				
三人で使用 する場合	二人で使用 する場合	一人で使用 する場合	五人で使用 する場合	四人で使用 する場合	三人で使用 する場合	二人で使用 する場合	一人で使用 する場合	利用料金の額
(五、五〇〇円)	(七、〇〇〇円)	(九、〇〇〇円)	(三、〇〇〇円)	(三、六〇〇円)	(四、四〇〇円)	(五、六〇〇円)	(七、二〇〇円)	六、〇〇〇円 四、七〇〇円 三、八〇〇円 三、〇〇〇円 三、〇〇〇円 三、〇〇〇円 三、〇〇〇円 三、〇〇〇円

(2) 閑散期

があるときは、一時間として計算するものとする。

五 この表において括弧内の利用料金の額は、宿泊にあつては日曜日の前日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日の前日、一月二日、同月三日、十二月三十日又は同月三十一日に利用する場合に適用し、日帰りにあつては日曜日、同条に規定する休日、一月二日、同月三日、十二月三十日又は同月三十一日に利用する場合に適用する。

											日帰り	
一般											小学生 及 中学生 生徒	
											一人一時 間につき	
五人で使用 する場合	四人で使用 する場合	三人で使用 する場合	二人で使用 する場合	一人で使用 する場合	五人で使用 する場合	四人で使用 する場合	三人で使用 する場合	二人で使用 する場合	一人で使用 する場合	五人で使用 する場合	四人で使用 する場合	
(三三〇円)	(四五〇円)	(五五〇円)	(七〇〇円)	(九〇〇円)	(三〇〇円)	(三六〇円)	(四四〇円)	(五六〇円)	(七二〇円)	(三、八〇〇円)	(四、五〇〇円)	

B											
						宿 泊					
一般			小学生 及 中学生 生徒			一般			小学生 及 中学校 生徒		
一人一時 間につき						一人一泊 につき					
三人で使用 する場合	二人で使用 する場合	一人で使用 する場合	三人で使用 する場合	二人で使用 する場合	一人で使用 する場合	三人で使用 する場合	二人で使用 する場合	一人で使用 する場合	三人で使用 する場合	二人で使用 する場合	一人で使用 する場合
(五五〇円) 四七〇円	(七〇〇円) 六〇〇円	(九〇〇円) 七五〇円	(四四〇円) 三八〇円	(五六〇円) 四八〇円	(七二〇円) 六〇〇円	(五、五〇〇円) 四、七〇〇円	(七、〇〇〇円) 六、〇〇〇円	(九、〇〇〇円) 七、五〇〇円	(四、四〇〇円) 三、八〇〇円	(五、六〇〇円) 四、八〇〇円	(七、二〇〇円) 六、〇〇〇円

特 別 室											
宿 泊											
一般						小学生 及 中学校 生徒					
一人一泊 につき											
五人で使用 する場合	四人で使用 する場合	三人で使用 する場合	二人で使用 する場合	一人で使用 する場合	七人で使用 する場合	六人で使用 する場合	五人で使用 する場合	四人で使用 する場合	三人で使用 する場合	二人で使用 する場合	一人で使用 する場合
(二〇、〇〇〇円) 八、五〇〇円	(二二、〇〇〇円) 一〇、〇〇〇円	(二五、〇〇〇円) 一三、〇〇〇円	(二九、〇〇〇円) 一六、〇〇〇円	(三二、〇〇〇円) 二〇、〇〇〇円	(六、四〇〇円) 五、六〇〇円	(七、二〇〇円) 六、四〇〇円	(八、〇〇〇円) 六、八〇〇円	(九、六〇〇円) 八、〇〇〇円	(二二、〇〇〇円) 一〇、四〇〇円	(二五、二〇〇円) 一二、八〇〇円	(二九、二〇〇円) 一六、〇〇〇円

												日帰り																							
												小学生児童及び中学校生徒																							
												一人一時 間につき																							
六人で使用する 場合	八、〇〇〇円	七人で使用する 場合	七、〇〇〇円	八、〇〇〇円	七、〇〇〇円	一人で使用 する場合	一、六〇〇円	二、九二〇円	二人で使用 する場合	一、二八〇円	二、五二〇円	三人で使用 する場合	一、〇四〇円	二、二〇〇円	四人で使用 する場合	八〇〇円	九六〇円	五人で使用 する場合	六八〇円	八〇〇円	六人で使用する 場合	六四〇円	七二〇円	七人で使用する 場合	五六〇円	六四〇円	一人で使用する 場合	二、四〇〇円	二、〇〇〇円	二人で使用 する場合	一、六〇〇円	二、九〇〇円	三人で使用 する場合	一、三〇〇円	二、五〇〇円

休憩室		区 分		使用の単位	利用料金の額
個人が使用する 場合	小学校児童及び中 学校生徒	区 分		一人一回につ き	二三〇円

(一) 休憩室、多目的ホール等

(二) 備考

- この表において「閑散期」とは、一月十六日から四月二十六日まで及び十一月二十四日から十二月二十二日までの期間をいう。
- 客室の区分は、次のとおりとする。
 - 客室A 和室で床面積が三十二平方メートルのものをいう。
 - 客室B 洋室で床面積が三十二平方メートルのものをいう。
- 客室を宿泊する目的で使用する場合において、小学校に入学する前の者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。
- 使用の時間が一時間未満であるときは又はその使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。
- この表において括弧内の利用料金の額は、宿泊にあつては日曜日の前日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日の前日、一月二日、同月三日、十二月三十日又は同月三十一日に利用する場合に適用し、日帰りにあつては日曜日、同条に規定する休日、一月二日、同月三日、十二月三十日又は同月三十一日に利用する場合に適用する。

四人で使用 する場合	一、〇〇〇円	五人で使用 する場合	八五〇円	六人で使用 する場合	二、〇〇〇円	七人で使用 する場合	二、二〇〇円	八人で使用 する場合	二、四〇〇円
---------------	--------	---------------	------	---------------	--------	---------------	--------	---------------	--------

浴室	多目的 ホール		貸切使用する場合		一般
	対価を得る場合		対価を得ない場合		
一般	小学校児童及び中 学校生徒	一室一時間に つき	二分の一室一 時間につき	一室一時間に つき	三五〇円
	一人一日につ き	一室一時間に つき	二分の一室一 時間につき	一室一時間に つき	一、四〇〇円
		六、二〇〇円	三、一〇〇円	一、二、四〇〇円	
		六、二〇〇円	三、一〇〇円	一、二、四〇〇円	
		五〇〇円			

備考

- 一 この表において「対価」とは、使用者が、いずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
 - 二 使用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもって多目的ホールを使用するときの利用料金の額は、対価を得る場合の利用料金の額とする。
 - 三 浴室の利用料金は、宿泊者以外の者が浴室を使用する場合に徴収するものとする。
 - 四 使用の時間が一時間未満であるとき又はその使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。
- (三) 多目的ホールの附属設備

客室		A		宿泊		日帰り		一般		小学校児童及び中 学校生徒		一人一 時間に つき		一人一 泊につ き		一人 一 人 で 使 用 す る 場 合		七、八〇〇円	
一般		一般		一般		一般		三人で使用する場 合		二人で使用する場 合		一人 一 人 で 使 用 す る 場 合		三人で使用する場 合		二人で使用する場 合		七、八〇〇円	
三人で使用する場 合		二人で使用する場 合		一人 一 人 で 使 用 す る 場 合		三人で使用する場 合		二人で使用する場 合		一人 一 人 で 使 用 す る 場 合		三人で使用する場 合		二人で使用する場 合		七、八〇〇円		七、八〇〇円	
五〇〇円		七〇〇円		九、八〇〇円		四、〇〇〇円		五、六〇〇円		七、八〇〇円		五、六〇〇円		四、〇〇〇円		七、八〇〇円		七、八〇〇円	

六 秋田県営鳥海観光宿泊センター
(一) 客室の利用料金
(1) 通常期

映像装置	区 分	使用の単位	利用料金の額
一式一回につき			一、〇〇〇円

C										B															
宿泊					日帰り					宿泊					日帰り										
小学校児童及び中学生					一般					小学校児童及び中学生					一般										
一人一人につき					一人一人につき					一人一人につき					一人一人につき										
二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	
九、六〇〇円	一九、二〇〇円	五〇〇円	六〇〇円	八〇〇円	一、四〇〇円	四〇〇円	四八〇円	六四〇円	一、一二〇円	五、〇〇〇円	六、〇〇〇円	八、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	四、八〇〇円	六、四〇〇円	一、二〇〇円	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	一、二〇〇円	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	五、〇〇〇円

特別室																									
宿泊					日帰り																				
小学校児童及び中学生					一般																				
一人一人につき					一人一人につき																				
四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	
八、〇〇〇円	九、六〇〇円	一三、二〇〇円	二四、〇〇〇円	七〇〇円	九〇〇円	一、二〇〇円	二、四〇〇円	五六〇円	七二〇円	九六〇円	一、九二〇円	七、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	五、六〇〇円	七、二〇〇円	八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一、二〇〇円	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	五、〇〇〇円

備考

- 一 この表において「通常期」とは、一月一日から同月十五日まで及び四月十日から十二月三十一日までの期間をいう。
- 二 客室の区分は、次のとおりとする。
 - (一) 客室A 洋室で床面積が二十六平方メートルのものをいう。
 - (二) 客室B 洋室で床面積が三十平方メートルのものをいう。
 - (三) 客室C 洋室で床面積が五十二平方メートルのものをいう。
- 三 客室を宿泊する目的で使用する場合において、小学校に入学する前の者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。
- 四 使用の時間が一時間未満であるとき又はその使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。

						日帰り			一般		
一般						小学校児童及び中学生			一人一泊につき		
四人で使用する場合		三人で使用する場合		二人で使用する場合		一人で使用する場合		四人で使用する場合		一人で使用する場合	
一、〇〇〇円		一、二〇〇円		一、六五〇円		三、〇〇〇円		八〇〇円		九六〇円	
一、〇〇〇円		一、二〇〇円		一、六五〇円		三、〇〇〇円		八〇〇円		九六〇円	

												客室	区	
														A
												宿泊	分	
一般						小学校児童及び中学生			一般			小学校児童及び中学生		
一人一泊につき						一人一泊につき			一人一泊につき			一人一泊につき	使用の単位	
二人で使用する場合		一人で使用する場合		三人で使用する場合		一人で使用する場合		三人で使用する場合		一人で使用する場合		一人で使用する場合		利用料金の額
五、一〇〇円		八、九〇〇円		四〇〇円		五六〇円		七八〇円		三二〇円		四四〇円		
五、一〇〇円		八、九〇〇円		四〇〇円		五六〇円		七八〇円		三二〇円		四四〇円		六、二〇〇円

(2) 閑散期
五 この表の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を利用料金の額とする。

C																	
宿泊												日帰り					
小学校児童 童及び中 学校生徒				一般				小学校児童 童及び中 学校生徒				一般					
泊につき 一人一				泊につき 一人一				泊につき 一人一				泊につき 一人一					
四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合		
四、四〇〇円	五、七〇〇円	七、六〇〇円	一五、三〇〇円	四〇〇円	四二〇円	六四〇円	一、一二〇円	三三〇円	三八〇円	五一〇円	八九〇円	四、〇〇〇円	四、二〇〇円	六、四〇〇円	一一、二〇〇円	三、二〇〇円	三、八〇〇円

室 別 特																	
宿泊												日帰り					
一般				小学校児童 童及び中 学校生徒				一般				小学校児童 童及び中 学校生徒					
泊につき 一人一				泊につき 一人一				泊につき 一人一				泊につき 一人一					
二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合		
一三、二〇〇円	二四、〇〇〇円	六、四〇〇円	七、六〇〇円	一〇、五〇〇円	一九、二〇〇円	五六〇円	七二〇円	九六〇円	一、九二〇円	四四〇円	五七〇円	七六〇円	一、五三〇円	五、六〇〇円	七、二〇〇円	九、六〇〇円	一九、二〇〇円

(二) 休憩室、研修室等

五 この表の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を利用料金の額とする。

四 使用の時間が一時間未満であるとき又はその使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。

三 客室を宿泊する目的で使用する場合において、小学校に入学する前の者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。

二 客室を宿泊する目的で使用する場合において、小学校に入学する前の者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。

一 この表において「閑散期」とは、一月十六日から四月十日までの期間をいう。

二 客室の区分は、次のとおりとする。

(一) 客室A 洋室で床面積が二十六平方メートルのものをいう。

(二) 客室B 洋室で床面積が三十平方メートルのものをいう。

(三) 客室C 洋室で床面積が五十二平方メートルのものをいう。

備考

		日帰り			
一般		小学校児童及び中学生		一人一時間に	
四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合
八〇〇円	九六〇円	一、三二〇円	二、四〇〇円	六四〇円	七六〇円
				一、〇五〇円	一、九二〇円
				八、〇〇〇円	九、六〇〇円

浴室	テニスコート	多目的ホール	対価を得る場合			対価を得ない場合			区 分		利用料金の額
			C	B	A	貸切を使用する場合	個人が使用する場合	小学生	一般		
一般	小学校児童及び中学生		一室一時間に	二つの一室一時間に	二つの一室一時間に	一室一時間に	一室一時間に	一室一時間に	一室一回につき	一人一回につき	五〇〇円
			一室一時間に	一室一時間に	二つの一室一時間に	一室一時間に	一室一時間に	一室一時間に	一人一回につき	一人一回につき	三〇〇円
			一室一時間に	一室一時間に	二つの一室一時間に	一室一時間に	一室一時間に	一室一時間に	一人一回につき	一人一回につき	一、五〇〇円
			一室一時間に	一室一時間に	二つの一室一時間に	一室一時間に	一室一時間に	一室一時間に	一人一回につき	一人一回につき	一、〇〇〇円
			一室一時間に	一室一時間に	二つの一室一時間に	一室一時間に	一室一時間に	一室一時間に	一人一回につき	一人一回につき	八〇〇円
			一室一時間に	一室一時間に	二つの一室一時間に	一室一時間に	一室一時間に	一室一時間に	一人一回につき	一人一回につき	二、〇〇〇円
			一室一時間に	一室一時間に	二つの一室一時間に	一室一時間に	一室一時間に	一室一時間に	一人一回につき	一人一回につき	一、〇〇〇円
			一室一時間に	一室一時間に	二つの一室一時間に	一室一時間に	一室一時間に	一室一時間に	一人一回につき	一人一回につき	五、〇〇〇円
			一室一時間に	一室一時間に	二つの一室一時間に	一室一時間に	一室一時間に	一室一時間に	一人一回につき	一人一回につき	五、〇〇〇円

		宿泊室		区 分		使用の単位		利 用 料 金 の 額	
B		A				一人一泊につき			
小学校児童及び中学校		小学校児童及び中学校生徒		一般					
一人で使用する場合		一人で使用する場合		一人で使用する場合		一人で使用する場合		一〇、〇〇〇円	
四人で使用する場合		三人で使用する場合		二人で使用する場合		一人で使用する場合		一四、五〇〇円	
五人で使用する場合		四人で使用する場合		三人で使用する場合		二人で使用する場合		一〇、〇〇〇円	
六、五〇〇円		八、〇〇〇円		一二、五〇〇円		四、五〇〇円		五、〇〇〇円	
六、五〇〇円		八、〇〇〇円		一二、五〇〇円		四、五〇〇円		五、〇〇〇円	
六、五〇〇円		八、〇〇〇円		一二、五〇〇円		四、五〇〇円		五、〇〇〇円	
六、五〇〇円		八、〇〇〇円		一二、五〇〇円		四、五〇〇円		五、〇〇〇円	
六、五〇〇円		八、〇〇〇円		一二、五〇〇円		四、五〇〇円		五、〇〇〇円	

七 秋田県営十和田観光宿泊センター
 (一) 宿泊室の利用料金
 トップシーズン

備考
 一 この表において「対価」とは、使用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
 二 使用の時間が一時間未満であるとき又はその使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。
 三 この表の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を利用料金の額とする。
 四 使用者が対価を得ない場合で営業の宣伝その他これに類する目的をもって多目的ホールを使用するときの使用料の額は、対価を得る場合の使用料の額とする。
 五 浴室の使用料は、宿泊者以外の者が浴室を使用する場合に徴収するものとする。

D		C		一般		生徒	
小学校児童及び中学校		小学校児童及び中学校生徒		一般		生徒	

二人で使用する場合		一人で使用する場合		二人で使用する場合		一人で使用する場合		二人で使用する場合		一人で使用する場合		二人で使用する場合		一人で使用する場合		二人で使用する場合		一人で使用する場合	
一〇、〇〇〇円		一八、五〇〇円		一二、〇〇〇円		一〇、〇〇〇円		八、五〇〇円		一七、〇〇〇円		一〇、〇〇〇円		八、五〇〇円		九、〇〇〇円		八、〇〇〇円	
八、〇〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		九、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円	
八、五〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		九、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円	
八、五〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		九、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円	
八、五〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		九、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円	
八、五〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		九、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円	
八、五〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		九、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円	
八、五〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		九、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円	
八、五〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		九、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円		八、〇〇〇円		七、〇〇〇円	

F		E	
一般	小学校児童及び中学校生徒	一般	小学校児童及び中学校生徒

三人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	
一〇、〇〇〇円	八、五〇〇円	八、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一五、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	六、五〇〇円	八、五〇〇円	九、五〇〇円	八、五〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一五、五〇〇円	七、〇〇〇円	七、五〇〇円	八、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	一六、五〇〇円	一〇、五〇〇円	一三、五〇〇円

備考

一 この表において「トップシーズン」とは、五月一日から同月四日まで、八月一日から同月十六日まで及び十月九日から同月二十三日までの期間をい

特 別 室		G	
一般	小学校児童及び中学校生徒	一般	小学校児童及び中学校生徒
二人で使用する場合	二人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合
二四、〇〇〇円	一九、五〇〇円	一三、五〇〇円	一五、五〇〇円
三人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合
一三、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	一五、五〇〇円	一二、五〇〇円
四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合
一二、五〇〇円	一四、〇〇〇円	一七、五〇〇円	一〇、〇〇〇円
五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合
一〇、五〇〇円	一二、五〇〇円	一五、五〇〇円	一三、五〇〇円
二人で使用する場合	一人で使用する場合	一人で使用する場合	一人で使用する場合
二二、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

宿 泊 室		区 分		使用の単位	利 用 料 金 の 額																				
					A 小学校児童 及び中学校 生徒			一般			B 小学校児童 及び中学校														
				一人一泊につき	一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	八、〇〇〇円	五、五〇〇円	四、五〇〇円	四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	七、〇〇〇円	五、五〇〇円	五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円

- (2) 準トップシーズン
- 二 宿泊室の区分は、次のとおりとする。
- (一) 宿泊室A 和室で床面積が三十三平方メートルのものをいう。
 - (二) 宿泊室B 和室で床面積が四十平方メートルのものをいう。
 - (三) 宿泊室C 和室で床面積が四十七平方メートルのものをいう。
 - (四) 宿泊室D 和室で床面積が五十一平方メートルのものをいう。
 - (五) 宿泊室E 洋室で床面積が三十平方メートルのものをいう。
 - (六) 宿泊室F 洋室で床面積が四十九平方メートルのものをいう。
 - (七) 宿泊室G 洋室で床面積が四十六平方メートルのものをいう。
- 三 宿泊室を使用する場合において、小学校に入学する前の者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。
- 四 この表の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を利用料金の額とする。

D 小学校児童 及び中学校	C		一般	生徒
	一般	小学校児童 及び中学校 生徒		

二人で使用する場合	八、五〇〇円
三人で使用する場合	七、〇〇〇円
四人で使用する場合	六、〇〇〇円
一人で使用する場合	一六、〇〇〇円
二人で使用する場合	一〇、〇〇〇円
三人で使用する場合	八、五〇〇円
四人で使用する場合	七、五〇〇円
一人で使用する場合	一五、〇〇〇円
二人で使用する場合	一〇、〇〇〇円
三人で使用する場合	八、〇〇〇円
四人で使用する場合	七、〇〇〇円
五人で使用する場合	六、〇〇〇円
一人で使用する場合	一九、〇〇〇円
二人で使用する場合	一二、五〇〇円
三人で使用する場合	一〇、〇〇〇円
四人で使用する場合	九、〇〇〇円
五人で使用する場合	七、五〇〇円
二人で使用する場合	一一、〇〇〇円

F		E	
一般	小学生 及 中学校 生徒	一般	小学生 及 中学校 生徒

三人で使用する場合	八、五〇〇円	四人で使用する場合	七、五〇〇円	五人で使用する場合	六、五〇〇円	六人で使用する場合	六、〇〇〇円	二人で使用する場合	一三、五〇〇円	三人で使用する場合	一、〇〇〇円	四人で使用する場合	九、五〇〇円	五人で使用する場合	八、〇〇〇円	六人で使用する場合	七、五〇〇円	一人で使用する場合	一〇、五〇〇円	二人で使用する場合	七、〇〇〇円	三人で使用する場合	五、五〇〇円	一人で使用する場合	一三、〇〇〇円	二人で使用する場合	八、五〇〇円	三人で使用する場合	七、〇〇〇円	二人で使用する場合	一、五〇〇円	三人で使用する場合	九、〇〇〇円	二人で使用する場合	一四、〇〇〇円
-----------	--------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	---------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	---------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	---------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	---------

備考

一 この表において「準トップシーズン」とは、四月二十四日から同月三十日まで、五月七日から七月三十一日までの間の土曜日、八月十七日から十月八日まで、

特 別 室		G	
小学生 及 中学校 生徒	一般	小学生 及 中学校 生徒	一般
三人で使用する場合	一、五〇〇円	二人で使用する場合	一〇、五〇〇円
二人で使用する場合	九、五〇〇円	三人で使用する場合	八、五〇〇円
五人で使用する場合	一三、五〇〇円	二人で使用する場合	一三、五〇〇円
四人で使用する場合	一、〇〇〇円	三人で使用する場合	一〇、五〇〇円
二人で使用する場合	一五、〇〇〇円	二人で使用する場合	一、〇〇〇円
三人で使用する場合	一二、五〇〇円	三人で使用する場合	一〇、五〇〇円
五人で使用する場合	九、五〇〇円	二人で使用する場合	一五、〇〇〇円
二人で使用する場合	一九、五〇〇円	三人で使用する場合	一、〇〇〇円
三人で使用する場合	一五、五〇〇円	二人で使用する場合	一、〇〇〇円
四人で使用する場合	一三、五〇〇円	三人で使用する場合	一〇、五〇〇円
五人で使用する場合	一一、五〇〇円	二人で使用する場合	一三、五〇〇円
二人で使用する場合	一六、五〇〇円	三人で使用する場合	八、五〇〇円
三人で使用する場合	一、五〇〇円	二人で使用する場合	一〇、五〇〇円
二人で使用する場合	二〇、五〇〇円	三人で使用する場合	一、五〇〇円

宿 泊 室		区 分		使用の単位	利 用 料 金 の 額												
					一人一泊につき												
B	A	一般		小学生													
小学校児童及び中学校	小学校児童及び中学校			小学生													
一人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	
九、〇〇〇円	四、五〇〇円	五、〇〇〇円	六、五〇〇円	九、五〇〇円	三、五〇〇円	四、〇〇〇円	五、〇〇〇円	七、五〇〇円	九、五〇〇円	三、五〇〇円	四、〇〇〇円	五、〇〇〇円	七、五〇〇円	九、五〇〇円	三、五〇〇円	四、〇〇〇円	五、〇〇〇円

(3) オンシーズン

四 この表の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を利用料金の額とする。

三 宿泊室を使用する場において、小学校に入学する前の者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。

二 宿泊室の区分は、次のとおりとする。

一 までの間の土曜日、十月二十四日から十一月七日までの間の土曜日及び十二月三十一日から翌年一月二日までの期間又は期日をいう。

(一) 宿泊室A 和室で床面積が三十三平方メートルのものをいう。

(二) 宿泊室B 和室で床面積が四十平方メートルのものをいう。

(三) 宿泊室C 和室で床面積が四十七平方メートルのものをいう。

(四) 宿泊室D 和室で床面積が五十一平方メートルのものをいう。

(五) 宿泊室E 洋室で床面積が三十平方メートルのものをいう。

(六) 宿泊室F 洋室で床面積が四十九平方メートルのものをいう。

(七) 宿泊室G 洋室で床面積が四十六平方メートルのものをいう。

D	C		一般		生徒	
小学校児童及び中学校	小学校児童及び中学校	小学生	小学生	小学生	小学生	小学生
二人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合
七、五〇〇円	五、五〇〇円	六、〇〇〇円	七、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	四、五〇〇円

二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	五人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	五人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	五人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	五人で使用する場合	
六、〇〇〇円	五、〇〇〇円	四、〇〇〇円	三、五〇〇円	九、〇〇〇円	七、〇〇〇円	六、〇〇〇円	五、五〇〇円	五、〇〇〇円	四、五〇〇円	四、〇〇〇円	三、五〇〇円	三、〇〇〇円	二、五〇〇円	二、〇〇〇円	一、五〇〇円	一、〇〇〇円	七、〇〇〇円	六、〇〇〇円	五、〇〇〇円

F		E	
一般	小学生 及 中学校 生徒	一般	小学生 及 中学校 生徒

三人で使用する場合	六、〇〇〇円	四人で使用する場合	五、五〇〇円	五人で使用する場合	四、五〇〇円	六人で使用する場合	四、〇〇〇円	二人で使用する場合	九、五〇〇円	三人で使用する場合	七、五〇〇円	四人で使用する場合	六、五〇〇円	五人で使用する場合	五、五〇〇円	六人で使用する場合	五、五〇〇円	一人で使用する場合	八、五〇〇円	二人で使用する場合	五、五〇〇円	三人で使用する場合	四、五〇〇円	一人で使用する場合	一〇、五〇〇円	二人で使用する場合	七、〇〇〇円	三人で使用する場合	五、五〇〇円	二人で使用する場合	九、〇〇〇円	三人で使用する場合	七、五〇〇円	二人で使用する場合	一六、五〇〇円
-----------	--------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	---------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	---------

備考

一 この表において「オンシーズン」とは、四月十七日から同月二十三日まで、五月五日から同月六日まで、五月七日から七月三十一日までの間の土曜日以

特 別 室												G																											
一般						小学生 及 中学校 生徒						小学生 及 中学校 生徒																											
三人で使用する場合	九、〇〇〇円	二人で使用する場合	八、五〇〇円	三人で使用する場合	七、〇〇〇円	二人で使用する場合	一〇、五〇〇円	三人で使用する場合	八、五〇〇円	二人で使用する場合	八、五〇〇円	三人で使用する場合	七、〇〇〇円	二人で使用する場合	一〇、五〇〇円	三人で使用する場合	八、五〇〇円	二人で使用する場合	八、五〇〇円	三人で使用する場合	七、〇〇〇円	二人で使用する場合	一〇、五〇〇円	三人で使用する場合	八、五〇〇円	二人で使用する場合	八、五〇〇円	三人で使用する場合	七、〇〇〇円	二人で使用する場合	一〇、五〇〇円	三人で使用する場合	八、五〇〇円	二人で使用する場合	八、五〇〇円	三人で使用する場合	七、〇〇〇円	二人で使用する場合	一〇、五〇〇円

宿泊室		区 分	使用の単位	利 用 料 金 の 額								
				A	小学校児童 及び中学校 生徒	一人一泊に つき	一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合
一般				六、〇〇〇円	四、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	七、五〇〇円	五、〇〇〇円	四、〇〇〇円	三、五〇〇円

(4) オフシーズン

一 宿泊室の区分は、次のとおりとする。

外の日、八月十七日から十月八日までの間の土曜日以外の日、十月二十四日から十一月六日までの間の土曜日以外の日及び十一月八日から十二月三十日までの間の土曜日の期間又は期日をいう。

二 宿泊室の区分は、次のとおりとする。

(一) 宿泊室A 和室で床面積が三十三平方メートルのものをいう。

(二) 宿泊室B 和室で床面積が四十平方メートルのものをいう。

(三) 宿泊室C 和室で床面積が四十七平方メートルのものをいう。

(四) 宿泊室D 和室で床面積が五十一平方メートルのものをいう。

(五) 宿泊室E 洋室で床面積が三十平方メートルのものをいう。

(六) 宿泊室F 洋室で床面積が四十九平方メートルのものをいう。

(七) 宿泊室G 洋室で床面積が四十六平方メートルのものをいう。

三 宿泊室を使用する場合において、小学校に入学する前の者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。

四 この表の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を利用料金の額とする。

C		B	
小学校児童 及び中学校 生徒	一般	小学校児童 及び中学校 生徒	一般

一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	五人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	四人で使用する場合	五人で使用する場合
八、〇〇〇円	五、〇〇〇円	四、〇〇〇円	三、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	六、五〇〇円	五、〇〇〇円	四、五〇〇円	九、〇〇〇円	一一、五〇〇円	七、五〇〇円	六、〇〇〇円	五、五〇〇円	四、五〇〇円

F		E		D	
小学生 及び中学校 生徒	小学校児童 及び中学校 生徒	小学生 及び中学校 生徒	小学校児童 及び中学校 生徒	小学生 及び中学校 生徒	小学校児童 及び中学校 生徒

三人で使用する 場合	二人で使用する 場合	三人で使用する 場合	二人で使用する 場合	一人で使用する 場合	三人で使用する 場合	二人で使用する 場合	一人で使用する 場合	六人で使用する 場合	五人で使用する 場合	四人で使用する 場合	三人で使用する 場合	二人で使用する 場合	六人で使用する 場合	五人で使用する 場合	四人で使用する 場合	三人で使用する 場合	二人で使用する 場合
五、五〇〇円	七、〇〇〇円	四、五〇〇円	五、五〇〇円	八、〇〇〇円	三、五〇〇円	四、五〇〇円	六、五〇〇円	四、五〇〇円	五、〇〇〇円	六、〇〇〇円	六、五〇〇円	八、五〇〇円	三、五〇〇円	四、〇〇〇円	四、五〇〇円	五、五〇〇円	六、五〇〇円

F		E		D		G	
小学生 及び中学校 生徒	小学校児童 及び中学校 生徒	小学生 及び中学校 生徒	小学校児童 及び中学校 生徒	小学生 及び中学校 生徒	小学校児童 及び中学校 生徒	小学生 及び中学校 生徒	小学校児童 及び中学校 生徒
二人で使用する 場合	二人で使用する 場合	五人で使用する 場合	四人で使用する 場合	三人で使用する 場合	二人で使用する 場合	五人で使用する 場合	四人で使用する 場合
一三、〇〇〇円	一〇、五〇〇円	七、〇〇〇円	八、〇〇〇円	九、五〇〇円	一二、〇〇〇円	五、五〇〇円	六、五〇〇円

備考

- 一 この表において、「オフシーズン」とは、「トップシーズン」、「準トップシーズン」及び「オンシーズン」以外の期間又は期日をいう。
- 二 宿泊室の区分は、次のとおりとする。
 - (一) 宿泊室A 和室で床面積が三十三平方メートルのものをいう。
 - (二) 宿泊室B 和室で床面積が四十平方メートルのものをいう。
 - (三) 宿泊室C 和室で床面積が四十七平方メートルのものをいう。
 - (四) 宿泊室D 和室で床面積が五十一平方メートルのものをいう。
 - (五) 宿泊室E 洋室で床面積が三十平方メートルのものをいう。
 - (六) 宿泊室F 洋室で床面積が四十九平方メートルのものをいう。
 - (七) 宿泊室G 洋室で床面積が四十六平方メートルのものをいう。
- 三 宿泊室を使用する場合において、小学校に入学する前の者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。
- 四 この表の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を利用料金の額とする。

(二) 会議室

区 分	使用の単位	利用料金の額
	一室一時間につき	一、五〇〇円

備考

- 一 使用の時間が一時間未満であるとき又はその使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。
- 二 この表の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を利用料金の額とする。

八 秋田県営男鹿オートキャンプ場

入場料	区 分	使用の単位	利用料金の額
小学校児童及び中学校生徒		一人につき	二〇〇円

一般

施設等 利用料	一般	
	テントサイト	宿泊
キャンプング カーサイト	日帰り	宿泊
	一区画一回につき	一区画一泊につき
広場兼用テ ントサイト	日帰り	宿泊
	一区画一回につき	一区画一泊につき
コテージ	日帰り	宿泊
	一区画一回につき	一区画一泊につき
シャワー	一回につき	
	四、〇〇〇円	
	二、〇〇〇円	
	一、〇〇〇円	
	二、〇〇〇円	
	六、〇〇〇円	
	一、五〇〇円	
	四、〇〇〇円	
	四〇〇円	

備考

- 一 暖房設備の使用期間内においてコテージを使用する者から徴収する暖房設備利用料金は、千円とする。
- 二 この表の額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。

九 秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場

施設 等利 用料	区 分		使用の単位	利用料金の額
	一般	小学校児童及び中学校生徒		
テント サイト	芝生	電源あり	宿泊	一区画一泊につき
		四〇〇円		
		二〇〇円		

施設等 利用料				入場料		区 分	使用の単位	利用料金の額
テントサイト		一般		小学生児童及び中学校生徒	一般			
日帰り	宿泊	日帰り	宿泊	一人につき				
一 区画一回につき	一 区画一泊につき	一 区画一回につき	一 区画一泊につき	一人につき	二〇〇円			二、〇〇〇円
二、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一、五〇〇円	四、〇〇〇円		四〇〇円			

備考 この表の額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。
 十 秋田県営田沢湖オートキャンプ場

用 料								
シャワー	広場兼用テントサイト		キャンピングカーサイト		日帰り	ウツド デッキ		
	日帰り	宿泊	日帰り	宿泊		電源なし	電源あり	電源なし
一回につき	一 区画一回につき	一 区画一泊につき	一 区画一回につき	一 区画一泊につき	一 区画一回につき	四、五〇〇円	五、〇〇〇円	四、〇〇〇円
一〇〇円	一、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一、五〇〇円			

スノーホワイト城				区 分	普通料金 (二人につき)	団体料金 (二人につき)
かまくらシアター		一般				
小学校児童及び中学校生徒	高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	小学校児童及び中学校生徒	高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生			
三〇〇円	四〇〇円	三〇〇円	四〇〇円		二七〇円	二七〇円
四〇〇円	四〇〇円	五〇〇円	四〇〇円		三六〇円	三六〇円

一 スノーホワイト城及びかまくらシアター
 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第三百五十一号
 秋田県ふるさと村条例（平成五年秋田県条例第四十五号）第二十二条第一項の規定の例により、次のおり秋田県ふるさと村の使用に係る利用料金を承認したので、同条第三項の規定の例により、公告する。
 承認した秋田県ふるさと村の使用に係る利用料金は、平成十八年四月一日から適用する。
 平成十八年三月三十一日以前に告示した秋田県ふるさと村の使用に係る利用料金の承認（変更の承認を含む。）は、同日限り、廃止する。
 平成十八年三月三十一日

広場兼用テントサイト		
シャワー	日帰り	宿泊
	一回につき	一 区画一回につき
一〇〇円	一、〇〇〇円	二、〇〇〇円

備考 この表の額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。

一般	五〇〇円	四五〇円
----	------	------

備考

- 一 この表における「団体料金」は、二十人以上の団体に適用する。
- 二 この表における「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、これらの者に準ずる者を含む。
- 二 スノーホワイト城及びかまくらシアターの利用料金並びに秋田県立近代美術館の入館料を同時に納める場合

区 分	普 通 料 金 (一人につき)		団 体 料 金 (一人につき)	
	一般	一、〇〇〇円	九〇〇円	六〇〇円
小学校児童及び中学生生徒			八〇〇円	七二〇円
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生				

備考

- 一 この表における「団体料金」は、二十人以上の団体に適用する。
- 二 この表における「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、これらの者に準ずる者を含む。

三 許可施設

区 分	使用の単位	利 用 料 金 の 額	
		平日	土曜日・日曜日
ドーム 劇場 対価を得る場合	一時間につき	平日	一五、〇〇〇円
		土曜日・日曜日	二〇、〇〇〇円
対価を得ない場合	一時間につき	平日	九、〇〇〇円
		土曜日・日曜日	一二、〇〇〇円

ふるさと市場	対価を得ない場合	時間単位で使用する場合	月単位で使用する場合	・休日	
				基本料金	加算料金
使用面積一平方メートル当たり一月につき	使用面積一平方メートル当たり一月につき	使用面積一平方メートル当たり一月につき	使用面積一平方メートル当たり一月につき	基本料金	三〇〇円
				加算料金	当該月の売上高に〇・一五を乗じて得た額
使用面積一平方メートル当たり一月につき	使用面積一平方メートル当たり一月につき	使用面積一平方メートル当たり一月につき	使用面積一平方メートル当たり一月につき	基本料金	一五〇円
				加算料金	当該月の売上高について次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定める率を乗じて得た額 (一) 売上高のうち二万五千円までの額 〇・二〇 (二) 売上高のうち二万五千円

四

土地及び建物

七 利用の時間が一時間未満であるとき又はその利用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。

六 月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。

五 月の中途から利用を開始する場合は月の中途で利用を終了する場合はその月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。

四 利用者が対価を得ない場合又は月の中途で利用を終了する場合はその月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。

三 この表において「売上高」とは、当該施設において利用者が物品等を販売し、又は役務を提供して得た対価の総額をいう。

二 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日をいう。

一 この表において「対価」とは、利用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。

備考

一 この表において「対価」とは、利用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。

二 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日をいう。

三 この表において「売上高」とは、当該施設において利用者が物品等を販売し、又は役務を提供して得た対価の総額をいう。

四 利用者が対価を得ない場合又は月の中途で利用を終了する場合はその月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。

五 利用面積が一平方メートル未満であるとき又はその利用面積に一平方メートル未満の端数があるときは、一平方メートルとして計算する。

六 月の中途から利用を開始する場合は月の中途で利用を終了する場合はその月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。

七 利用の時間が一時間未満であるとき又はその利用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。

ふるさと料理館	使用面積一平方メートル当たり一月につき	基本料金	一、二〇〇円	円を超える四万二千円までの額 〇・一〇
		加算料金	当該月の売上高について次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定める率を乗じて得た額	円を超える額 〇・〇五
			(一) 売上高のうち二万五千円までの額 〇・二〇	
			(二) 売上高のうち二万五千円を超え四万二千円までの額 〇・一〇	
			(三) 売上高のうち四万二千円を超える額 〇・〇五	

区分	土地		建物	
	対価を得る場合	対価を得ない場合	対価を得る場合	対価を得ない場合
使用の単位	月単位で使用する場合	月単位で使用する場合	月単位で使用する場合	月単位で使用する場合
利用料金の額	使用面積一平方メートル当たり一月につき	使用面積一平方メートル当たり一月につき	使用面積一平方メートル当たり一月につき	使用面積一平方メートル当たり一月につき
基本料金	六〇〇円	二〇〇円	一〇〇円	三〇〇円
	当該月の売上高に〇・一五を乗じて得た額	二〇〇円	一〇〇円	三〇〇円
加算料金	四〇〇円	九〇〇円	四〇〇円	九〇〇円
	当該月の売上高に〇・一五を乗じて得た額	九〇〇円	四〇〇円	九〇〇円

ドーム 劇場							区	分
舞台設備							使用の単位	利用料金の額
音響反射板	所作台	ひな台	仮設舞台	松羽目(ドロップ)	演台	司会者台	一式一回につき	三、〇〇〇円
							一式一回につき	五、〇〇〇円
							一式一回につき	一、五〇〇円
							一式一回につき	二、〇〇〇円
							一枚一回につき	五〇〇円
							一台一回につき	三〇〇円
							一台一回につき	二〇〇円

五 附属設備

備考
 一 この表において「対価」とは、利用者が、いずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
 二 この表において「売上高」とは、当該施設において利用者が物品等を販売し、又は役務を提供して得た対価の額の総額をいう。
 三 利用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもって土地又は建物を利用するときの利用料金は、対価を得る場合の利用料金とする。
 四 利用面積が一平方メートル未満であるとき又はその利用面積に一平方メートル未満の端数があるときは、一平方メートルとして計算する。
 五 月の中途から利用を開始する場合又は月の中途で利用を終了する場合のその月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。
 六 利用の時間が一時間未満であるとき又はその利用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。

時間単位 で使用す る場合	使用面積一平方メー トル当たり一時間に つき	二〇〇円
---------------------	------------------------------	------

音響設備		楽器	映写設備											
ダイナミックマイク	コンデンサーマイク	ピアノ	スクリーン	一六ミリ映写機(スクリーンを含む。)	三五ミリ映写機(スクリーンを含む。)	地がすり	毛せん	長毛布	金屏風	コントラバス椅子	譜面灯	譜面台(演奏者用)	譜面台(指揮者用)	指揮者台
一本一回につき	一本一回につき	一台一回につき	一台一回につき	一式一回につき	一式一回につき	一枚一回につき	一枚一回につき	一枚一回につき	一双一回につき	一脚一回につき	一灯一回につき	一台一回につき	一台一回につき	一台一回につき
三〇〇円	四〇〇円	四、〇〇〇円	五〇〇円	二、〇〇〇円	五、〇〇〇円	五〇〇円	三〇〇円	一〇〇円	一、五〇〇円	五〇円	二〇円	五〇円	一〇〇円	一〇〇円

照明設備														
ワイヤレスマイク	一本一回につき	五〇〇円	オーブンテープレコーダー	一式一回につき	七〇〇円	カセットテープレコーダー	一式一回につき	四〇〇円	レコードプレイヤー	一式一回につき	五〇〇円	CDプレイヤー	一式一回につき	五〇〇円
マイクスタンド	一式一回につき	一〇〇円	ステージスピーカー	一台一回につき	五〇〇円	はね返りスピーカー	一台一回につき	三〇〇円	サブミキサー	一台一回につき	五〇〇円	移動用増幅器卓	一式一回につき	一、〇〇〇円
サイドフロントライ	一式一回につき	一、五〇〇円	フットライト	一列一回につき	五〇〇円	花道フットライト	一列一回につき	二〇〇円	ボーダーライト	一列一回につき	五〇〇円	アップパーホリゾン	一列一回につき	一、〇〇〇円
ライト														

その他														
ロアーホリゾントラ	一列一回につき	一、〇〇〇円	クセノンピンスポット	一台一回につき	二、〇〇〇円	スポットライト(一	一台一回につき	一〇〇円	キロワット)					
スポットライト	一台一回につき	五〇円	ストリップライト	一台一回につき	二〇〇円	ビームライト	一台一回につき	三〇〇円	ディスクマシーン	一式一回につき	五〇〇円	スパイラルマシーン	一式一回につき	五〇〇円
スライドキャリア	一式一回につき	五〇〇円	ミラーボール	一台一回につき	三〇〇円	エフェクトスポット	一台一回につき	三〇〇円	ライト(エフェクト					
スポットライトのみ			使用の場合)			コンセント	一式一回につき	持込み器具の定格						
								消費電力の合計一						
								キロワット当たり						
								二〇〇円						

ふるさと市場	予備電源	一時間につき	五〇〇円
	コインロッカー	一個一回につき	一〇〇円

備考

- 一 ドーム劇場のコンセントの利用において持込み器具の定格消費電力の合計が一キロワット未満であるとき又はその合計に一キロワット未満の端数があるときは、一キロワットとして計算した利用料金を徴収するものとする。
- 二 ドーム劇場の予備電源の利用時間が一時間未満であるとき又はその利用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算した利用料金を徴収する。
- 三 ドーム劇場の附属設備(予備電源を除く。)の利用時間が四時間未満である場合の利用料金の額は、この表に定める額に〇・五を乗じて得た額とする。

秋田県告示第三百五十二号

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための産業経済労働部関係条例の整備等に関する条例(平成十七年秋田県条例第七十八号)第五条の規定による改正後の秋田県金属鋳業研修技術センター条例(平成二十年秋田県条例第五十号)第十一条第一項の規定の例により、次のとおり秋田県金属鋳業研修技術センターの使用に係る利用料金を承認したので、同条第三項の規定の例により、公告する。

承認した秋田県金属鋳業研修技術センターの使用に係る利用料金は、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

区 分	利用料金の額(一人一泊につき)		
	通常期	繁忙期	閑散期
宿泊室A	三、六七五円以上六、八二五円以下	三、六七五円以上七、八七五円以下	二、六二五円以上五、七七五円以下

宿泊室B	通常期	四、七七七円以上八、八七二円以下
	繁忙期	四、七七七円以上一、〇二三七円以下
通常期	三、四一二円以上七、五〇七円以下	
	繁忙期 <td>五、五一二円以上一〇、二三七円以下</td>	五、五一二円以上一〇、二三七円以下
通常期	五、五一二円以上一〇、二三七円以下	
	繁忙期	五、五一二円以上一一、八一二円以下
通常期	三、九三七円以上八、六六二円以下	
	繁忙期	五、八八〇円以上一〇、九二〇円以下
通常期	五、八八〇円以上一二、六〇〇円以下	
	繁忙期	四、二〇〇円以上九、二四〇円以下

備考

- 一 宿泊室の区分は、次のとおりとする。
 - (一) 宿泊室A 床面積が二十二平方メートルの宿泊室をいう。
 - (二) 宿泊室B 床面積が二十八平方メートルの宿泊室をいう。
 - (三) 宿泊室C 床面積が三十一平方メートルの宿泊室をいう。
 - (四) 宿泊室D 床面積が三十九平方メートルの宿泊室をいう。
- 二 通常期とは三月一日から六月末日まで、繁忙期とは七月一日から十月末日まで、閑散期とは十一月一日から翌年二月末日までとする。
- 三 利用料金の額は、企画商品の種類に応じてこの表に定める利用料金の額の範囲内において指定管理者が別に定める。

秋田県告示第三百五十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第六百六十七條の五第一項及び第六百六十七條の十一第二項の規定により、県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品(生産物及び差押えに係るものを除く。)の売払についての一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、令第六百六十七條の五第二項(令第百

六十七条の十一第三項において準用する場合を含む。)及び秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五百八条第一項(同規則第七十条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、その内容及び資格審査の申請の方法等を次のとおり公示する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

(競争入札に参加する者に必要な資格)

第一条 競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- 一 引き続き一年以上同一の事業を営んでいること。
- 二 国税及び都道府県税の滞納がないこと。
- 三 その申請の日における次に掲げる事項に係る知事の審査(以下「資格審査」という。)を受け、契約の種類及び金額に応じ、A、B及びCのいずれかの等級の格付を得ていること。

(一) 直前の決算における自己資本金(法人にあつては資本金、任意積立金、利益金及び欠損金の合計額、個人にあつては純資本の額をいう。)

(二) 従業員数(代表者を除く。)

(三) 直前の決算における流動比率(流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)

(四) 営業年数

(五) 直前の決算における製造金額又は販売金額

(六) 障害者の雇用者数

(七) 国際標準化機構が定めた規格の認証の取得の状況

(八) 印刷業を行う者にあつては、印刷設備の保有の状況

(九) その他知事が特に必要と認める事項

(資格審査の申請)

第二条 資格審査を受けようとする者は、電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。)を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに所要の事項を記録する方法(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により知事に申請しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、電子情報処理組織を使用する方法に代えて、申請書を提出して知事に申請することができる。

2 前項本文の規定により行われた申請は、知事が指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

(書類の提出)

第三条 資格審査の申請をするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 申請書を提出して申請する場合にあつては、資格審査調査
- 二 法人にあつては法人の登記事項証明書及び定款、個人にあつては営業の事実を証する書類及び身分証明書

三 直前の決算における財務諸表(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書、個人にあつては貸借対照表及び損益計算書をいう。)

四 その申請の日の直前の事業年度における納税証明書(法人にあつては法人税、消費税、地方消費税、法人都道府県民税、法人事業税等、個人にあつては所得税、消費税、地方消費税、個人事業税等に係る納税証明書をいう。)

五 営業に関し許可、認可等が必要とする業種にあつては、当該許可、認可等を受けていることを証する書類又はその写し

六 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類
(資料の提出の請求)

第四条 知事は、資格審査の公正を図るため特に必要があると認める場合は、資格審査の申請をした者に対し、必要な資料等の提出を求めることができる。
(資格者の決定等)

第五条 知事は、資格審査を行い、競争入札に参加する者に必要な資格を有する者(以下「資格者」という。)を決定したときは、物品供給業者等登録名簿に登録するものとする。

2 資格者としての有効期間は、前項の規定により決定した日の属する月の翌月の初日から起算して二年とする。

(指名競争入札に参加する者の指名)

第六条 指名競争入札に参加する者の指名は、契約予定金額に応じ、A、B及びCのいずれかの等級に格付けされた者のうちから行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該契約予定金額に応じた等級に格付けされた者が少数のため競争性の確保が困難であると認められるときは、他の等級に格付けされた者のうちから、特殊な機械の保有状況、技術者の雇用状況、受注能力、納入実績等を勘案して指名することができる。

(資格審査の申請に係る事項の変更の届出)

第七条 資格者は、資格審査の申請に係る事項に変更が生じたときは、速やかに電子情報処理組織を使用する方法により知事に届け出なければならない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、電子情報処理組織を使用する方法に代えて、届出書を提出して知事に届け出ることができる。

2 第二条第二項の規定は、前項本文の届出について準用する。

(事業の休止又は廃止の届出)

第八条 資格者は、事業を休止し、又は廃止しようとするときは、速やかに電子情報処理組織を使用する方法により知事に届け出なければならない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、電子情報処理組織を使用する方法に代えて、届出書を提出して知事に届け出ることができる。

2 第二条第二項の規定は、前項本文の届出について準用する。

(資格者の決定の取消し及び停止)

第九条 知事は、資格者について、虚偽の申請又は不正な方法により資格審査を受けた事実が判明したときは、その決定を取り消すものとする。

2 知事は、資格者が令第百六十七条の四第二項各号(令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当すると認められたときは、別に定める期間、その決定の効力を停止するものとする。

3 知事は、前二項の規定により資格者の決定を取り消し、又はその効力を停止したときは、直ちにその旨を当該資格者に通知するものとする。

(書類の経由)

第十条 この定めの規定により知事に提出する書類は、資格審査の申請をする者又は資格者が県内に住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)を有する者であるときは、当該住所を所管する地域振興局長(当該住所が大館市の区域にある場合にあつては、北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長)を経由して提出しなければならない。

(補則)

第十一条 この定め定めるもののほか、競争入札に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定めは、平成十八年四月一日から施行する。

(県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品(生産物及び差押えに係るものを除く。)の売払いについての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の廃止)

2 県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品(生産物及び差押えに係るものを除く。)の売払いについての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格は、廃止する。

(経過措置)

3 この定めの実行の際現にこの定めによる廃止前の県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品(生産物及び差押えに係るものを除

く。)の売払いについての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の規定による資格者は、平成十九年三月三十一日までの間、この定めの規定による資格者とみなす。

秋田県告示第三百五十四号

秋田県青少年交流センター条例(平成十一年秋田県条例第五号)第十二条第一項の規定の例により、次のとおり秋田県青少年交流センターの使用に係る利用料金を承認したので、同条第三項の規定の例により、公告する。

承認した秋田県青少年交流センターの使用に係る利用料金は、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 宿泊室

区 分	利用料金の額 (一人一泊につき)	備 考
青少年の団体で秋田県教育委員会が別に定める基準に該当するものの構成員が宿泊研修を受けるために使用する場合	二、〇〇〇円	協定料金等別に定める料金が適用される場合を除く。
ユースホステル協会会員が宿泊研修するために使用する場合	二、〇〇〇円	平成十八年九月三十日まで
秋田県内で開催される競技団体主催の大会の参加に伴う宿泊で関係宿泊施設が協定料金を定めている場合	協定で定められた料金	平成十八年十月一日から(ただし、秋田県の会員を除く。)
その他の場合	五、〇〇〇円	一人で使用する場合

備考 特別室を身体障害者以外が利用する場合は、洋室二人用の料金とする。
二 大広間

特別室	和室・洋室四人用		洋室二人用	
	三、三〇〇円	四、〇〇〇円	三、五〇〇円	四、三〇〇円
三、三〇〇円	四、〇〇〇円	三、五〇〇円	四、三〇〇円	二、四〇〇円
二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	一人で使用する場合

区 分	利用料金の額(一時間につき)
青少年の団体で秋田県教育委員会が別に定める基準に該当するものが使用する場合	六〇〇円
その他の場合	一、二〇〇円

備考
一 大広間を半分に仕切って使用する場合は、半額とする。
二 大広間を宿泊する目的で使用する場合の利用料金の額は、次のとおりとする。

区 分	利用料金の額(一人一泊につき)
青少年の団体で秋田県教育委員会が別に定める基準に該当するものの構成員が宿泊研修を受けるために使用する場合	二、〇〇〇円
その他の場合	二、四〇〇円

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@natsubara-insu.co.jp

印 刷 者

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄